

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

報告

議長（森 温繁君） ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長（土屋範夫君） 朗読いたします。

発議第13号。

平成18年10月3日。下田市議会議長 森 温繁様。

なお、提出者と賛成者の敬称は略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、小林弘次、賛成者、下田市議会議員、土屋誠司、同じく沢登英信。

監査請求に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 1 分休憩

午前 10 時 5 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程の追加

議長（森 温繁君） 本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、小林議員より提出されました発議第13号 監査請求に関する決議議案の追加申し出があります。

この際、発議第13号を日程に追加し、議題することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第13号を日程の第1の次に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第13号は日程の第1の次に追加することに決定いたしました。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの平成17年度下田市各会計決算10件を一括議題といたします。

これより、決算審査特別委員長、大黒孝行君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

13番。

〔決算審査特別委員長 大黒孝行君登壇〕

決算審査特別委員長（大黒孝行君） それでは、決算審査特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告をいたします。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 認第1号 平成17年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第2号 平成17年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第3号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 4) 認第4号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第5号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第6号 平成17年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 平成17年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 平成17年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 平成17年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成17年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月22、25、26、27、28日の5日間、中会議室におきまして、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、高橋教育長、土屋代表監査委員、土屋企画財政課長、出野総務課長、山崎市民課長、村嶋税務課長、河井健康増進課長、糸賀福祉事務所長、鈴木環境対策課長、金崎学校教育課長、土屋生涯学習課長、藤井観光交流課長、土屋産業振興課長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長、森出納室長、木村監査委員事務局長、関議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期しました。後ほどご報告をいたします。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりであります。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成17年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成17年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成17年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成17年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成17年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断したためであります。

9) 認第9号 平成17年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成17年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

以上であります。

なお、審査の経過のご報告を申し上げます。

1. 市長に提出を求めた資料。

1) 17年度決算時点における中期財政計画。

2) 市税及び各種使用料等の調定額に対する収入状況(収納率 100%未満のみ)。

3) 16・17年度決算における滞納者リスト(使用料を含む)。

4) 17年度決算時点の起債残高。

5) 事務改善に関する資料(各課における取り組みの現況)。

6) 公用車の車両リスト。

7) 工事費(すべて)及び委託料(30万円以上)の予定価格に対する落札率に関する資料。

8) 借地料(行政財産)に関する資料。

9) 市有地貸し付け(占用料除く)に関する資料。

10) 学校別需用費、備品購入費及び不用額に関する資料(1カ年)。

11) 廃棄物処理委託及び主要な委託(環境対策課、下水道課)に関する資料。

12) 公民館、老人憩の家、基幹集落センター利用状況調査(経費と利用料収入、利用件数・人数)。

13) 第8次教育環境整備5カ年計画、策定経過に関する資料(耐震、下水道接続工事等第7次計画の積み残し・変更分を含む)。

14) 臨時職員配置及び人数に関する資料(職種・所属先・金額)。

15) 定員適正化職種別年次採用計画。

16) 公共施設の耐震診断の実施状況と補強工事の進捗状況に関する資料。

17) 観光イベント等、入り込み状況の推移に関する資料(5カ年の推移)。

18) 下田市観光協会補助金と協会の決算に関する資料(5カ年の推移)。

19) 下水道水量調査、汚泥等処理委託業務、放流水の水質調査に関する資料。

20) 年度別下水道使用水量及び無効水量に関する資料。

21) 下水道事業特別会計各年度事業費及び財源に関する資料。

22) 下水道加入状況(個人、業種別、加入の実態)。

23) 水道源水、浄水の水質検査に関する資料(5カ年の推移)。

24) 河川水質検査に関する資料(5カ年の推移)。

25) 上水道、無効水量に関する資料(5カ年の推移)。

26) 下田市所有の美術工芸品リスト、保管状況等のわかる資料。

27) 合併処理浄化槽設置整備事業に関する資料(財政措置及び5カ年の推移、新規置きかえ水源上乘せ分のわかる資料)。

28) 顧問弁護士委託状況に関する資料。

29) 南豆製氷に関する委託料(30万円)の成果品に関する資料。

30) 国民健康保険、資格証明、短期証明件数に関する資料(5カ年の推移)。

31) 生活保護世帯数、人員数に関する資料(5カ年の推移)。

2. 現地調査実施箇所。

1) 市有地(下田公園下市有地)(総務課)。

2) 市有地(3丁目地内市有地)(総務課)。

3) 箕作地区コミュニティ消防センター整備事業(市民課)。

4) あずさ山の家(産業振興課)。

5) 外浦漁港護岸新設工事(産業振興課)。

6) 白浜漁港(板戸地区)水産基盤整備工事(産業振興課)。

7) 須崎漁港水産基盤整備工事(産業振興課)。

8) 市立中公民館天井部修繕(生涯学習課)。

- 9) 吉佐美運動公園整備事業（生涯学習課）。
- 10) 査定第44号準用河川田牛川河川災害復旧工事（建設課）。
- 11) 準用河川奥条川河川改良工事（建設課）。
- 12) 市道宇土金線道路改良工事（建設課）。
- 13) 外浦地区下水道管渠築造工事（下水道課）。
- 14) 下田5号幹線下水道管渠築造工事（第1～3工区）（下水道課）。
- 15) 落合浄水場耐震補強工事（水道課）。
- 16) 中地区配水管改良工事（その2）（水道課）。
- 17) 外浦地区配水管移設工事（水道課）。
- 18) 須原地区配水管布設工事（水道課）。

3. 一般会計における事務事業と決算について。

平成17年度の歳入調定額は99億6,399万5,651円であり、収入済額は89億1,878万5,887円で、10億1,025万2,698円が収入未済となっている。不納欠損額は3,495万7,066円である。

市税は31億5,192万2,041円で、歳入総額の35.4%を占めている。収入済額の前年対比は5,162万3,367円増加している。これは特別土地保有税の前年対比7,190万2,979円の増が大きく、調定額に対する収入率は75.6%で、前年対比1.5ポイント上回っている。

収入未済となった主なものは、市税9億8,386万5,460円で、前年対比5,587万4,812円の減である。収入未済額の徴収には実効性のある方策等、収納率の向上と累積滞納額の縮減に努め、税収確保に一層の努力を望むものである。

特別徴収に係る入湯税は、前年度に比べ355万6,773円の増であったが、調定額1億1,893万6,670円に対する収入未済額は2,245万9,067円、率にして18.9%と高い数値になっている。この税の性格からも収納確保の努力が望まれます。

平成17年度決算後における滞納繰越額は、市税9億8,420万6,000円、国保税で4億1,076万7,000円、合計13億9,497万3,000円となっており、前年対比1,045万円の減である。

滞納繰越額の状況は、市内8億7,867万7,000円、市外5億1,629万6,000円で、うち50万円以上の滞納者は1,177件で11億4,300万6,000円、率にして81.9%を占める。市内外の内訳では、市内1,018件、6億7,913万円、率にして77.3%、市外滞納者は159件、4億6,387万6,000円、率にして89.8%を占めている。

国保税を除く500万円以上の高額滞納者は、市内19件、金額で1億8,198万5,000円、滞納額の22.7%を占めている。その内訳は、宿泊業関連13件、1億3,198万5,000円、個人5件、

3,335万1,000円、土木業1件、820万3,000円となっている。

市外で分類される数値は9件、2億5,016万2,000円で25.4%を占めている。これらの多くは不良債権化しているものも、不納欠損金としない努力、債権保全の手段は講じられてはいるが、より一層有効な徴収手段研究が望まれる。

平成17年度決算においては、歳出総額は87億8,294万3,369円で、前年比に比べ金額で15億7,877万606円、率で15.2%の減という緊縮決算であった。主なものは、市内経済の活力に影響の多い投資的経費の土木費の前年対比8億4,135万2,248円、率にして48.1%の減、農林水産業費の7,753万2,380円、率にして22.5%の減、商工費で6,476万8,998円、率で20.1%の減である。

職員は、定員適正化計画を上回る人員の退職者が増える傾向にある。臨時職員は17年度末で109人、賃金等の支給総額は1億4,960万3,593円で、雇用条件が異なり比較は難しいが、単純な計算で年間1人137万2,510円となっている。人件費の削減や良質の人材確保、育成に特段の配慮と計画性が望まれる。

観光施策については、観光立市をうたいながら（効果的な施策が行えず、結果市内経済に多大な影響を及ぼし）、縮小、撤退という状況にある。より有効な施策が望まれる。観光入り込み客の推移で見ると、宿泊客数で前年に比べ10万人に近い伸びがあるものの、提出を求めた資料によると、水仙まつり等各イベントにおける入り込み客数は、ほぼ横ばいで推移している。さらなる向上に向け効果的な施策が望まれるものである。

各課に工事及び委託料に対する落札率の明らかな資料を求め、審査をした。監査委員も指摘するところでもあるが、全国的に見て拡大解釈され、利用されている随意契約の弊害が言われ、その改善が求められており、一般競争入札の本旨に返り、契約時の透明性が担保されなければならないし、価格が低いからよいとはならないと、価格が高くとも有意義なものはこれは採用するという姿勢が必要と思われる。

借地料及びリース料において、適正な価格の交渉や、買い取りとの比較の努力が求められ、パッカー車等購入年次を見ると、買いかえが重なると危惧され、公用車の集中管理による適正な計画が望まれた。また、市有地を初め観光・文化財施設だけでなく、市の財政の有効活用を埋もれたものがないよう留意がなされなければならない。

監査委員の指摘するところでもある補助金団体、補助事業の成果確認や指導等の充実が求められ、監査請求やそれに伴う訴訟が一般的に増加する傾向にあり、顧問弁護士の充実も必要であると思われる。

教育費において、備品購入費等、十分な経費が充当されているとは言いがたく、次世代を担う下田市の青少年の育成には特段の措置が求められるものである。

民生費において、生活保護世帯数及び人員数に関する資料によると、平成 17年度は、世帯数では193世帯、9世帯の増、人員では249人で12名増となっている。

扶助費総額は4億6,966万5,425円、前年対比1,264万6,862円の増で、1世帯当たりでは21万707円、1人当たりでは16万1,120円の扶助費となっている。扶助別で見ると、生活扶助費1億2,233万7,000円、住宅扶助費5,293万4,000円、医療扶助費2億7,763万6,000円が主たるものである。

4. 各特別会計決算について。

下水道事業特別会計決算について。

昭和48年度に事業認可を受けて、平成17年度末までの総投資金額は193億2,479万4,000円で、投資財源の主なものは、起債101億5,430万円、国県補助金80億1,965万円、一般会計繰入金11億5,084万4,000円である。なお、平成17年度末起債残高は91億6,114万2,000円となっている。この期間の使用料の収益は9億2,280万6,000円である。

平成17年度末までの下水道接続戸数は2,420戸で52.3%、世帯数は2,846世帯で59.6%、人口率では6,610人で60.3%となっている。

有収汚水量は106万3,000立米で、使用料単価は1立米当たり114円、それに対し処理単価は、維持管理で146円、資本費で846円の992円となっている。

緩やかな改善は見られるものの、接続率が75から80%に至らなければ維持管理費が賄えないとの説明もあり、加入の促進に一層の努力が求められ、他課に先んじて進めている包括的業務委託の推進、汚泥処理委託の見直し、上水道事業との一体的な管理等による経費削減に努めるべきである。

使用料の滞納繰越額は2,735万5,000円で、前年度に比べ242万円減少し、改善は見られるものの、滞納者リストによると、10万円以上の滞納者が使用料で19件、65.7%、受益者負担金では15件、53.2%となっている。1位の滞納者は使用料で842万円、全体の45.9%を占めている。こうした状況を改善して、値上げ等加入者のみの負担になるという市民の不満の声もある今、安易な値上げは極力避けるべきであると思われる。

水道事業会計決算について。

定住人口より、夏場の需要の動向に大きく左右される地域性から見て、不安定な要素はあるが、確実に人口減による需要の低下傾向は進んでいくと考えられる。そうした中で、市民

の日常生活に欠かすことのできない良質な飲料水の供給は、安心できる水質の原水を安定的に確保することである。

落合浄水場原水の悪化が懸念される。抜本的な水質保全の対応が求められるところである。

年間有収水量は500万トンを割って久しく、平成17年度は439万5,126立米で、前年対比15万8,875立米、率にして3.5%減少し、有収率は79.1%となっている。事業収益の根幹となる給水収益は、平成11年度以降最も低い結果になっている。給水収益が前年対比96.8%と下がりながらも、純利益においては前年対比99.7%、前年並みの2,799万1,000円が計上され、前年対比96.7%、3.3ポイントも節減した人件費等経費の節減によるもので、評価されるところであります。

給水戸数1万2,948戸、前年対比40戸の減、配水量は555万6,866立米で12万8,456立米増加、有収水量は439万5,126立米で15万8,875立米の減少で、有収率は79.1%、前年対比4.8ポイント低下している。無効水量は107万5,190立米で、配水量の19.3%に相当、前年対比28万7,561立米増加している。

無効水量の要因でもある本管の破損81件の内訳は、石綿管4件、鋼管8件、鋳鉄管1件、塩ビ管28件で、その他40件となっている。石綿管の布設がえは環境面からも急がれるところでもあり、老朽管の布設がえ、無効水量の増加に注意深い分析が常になされなければならない。

落合浄水場本館のレベル2に耐える耐震工事が1億4,450万4,150円で平成17年度なされ、安定した給水の管理が可能になったが、今後、配水池等の耐震工事も計画される中、経営を圧迫する要素となり、無効水量の減を図り、未収分の回収、政府資金の高い借入利率の是正も働きかける努力も求められる。

国民健康保険及び介護保険・老人保健特別会計について。

国民健康保険事業特別会計では、歳入は調定額で37億3,159万4,363円、収入済額は33億51万8,159円で、収入未済額は4億1,082万3,588円、不納欠損額は2,025万2,616円となっている。国民健康保険税における収入未済は、前年度に比べ4,473万8,770円の増加で、調定額に対する収入済額の比率は73.5%と、前年度74.6%に比べ1.1ポイント悪化している。支出済額は32億383万4,308円となり、9,250万1,692円の不用額が生じた。

保険給付費は、予算現額22億4,102万9,000円に対し、支出済額は21億6,997万3,659円となり、7,105万5,341円の不用額が計上されました。給付費の推移は、15年度前年対比3億1,311万1,000円の大幅な増加から、15年度18億3,563万2,000円、16年度19億1,394万2,000

円、17年度21億6,997万3,000円と増加はしているものの、医療費抑制の方策も今後とられ、改善も予測できることから、滞納者の増加の要因でもある。保険税の値上げや滞納金の徴収に対しては慎重な対応が必要と思われる。

なお、介護納付金は2億2,382万9,000円で、老人保健拠出金は6億5,549万7,000円となっている。この3本の保険事業は一体的な施策が必要である。

老人保健特別会計決算について。

老人保健特別会計は、調定・収入済額同額で30億654万5,944円で、支出済額は29億8,751万6,419円と不用額5,155万581円となっている。老人保健医療給付費は29億1,069万9,498円で、3,930万502円の不用額となっている。

介護保険特別会計決算について。

平成17年度は、制度発足6年目で第2期介護保険事業計画の最終年度として、定着、普及、安定的な運営に努めつつ第3期に向けた計画を策定し、基金を利用して制度改正の対応が行われた節目の年であった。基準保険料を第1期の2,800円から2,600円として対応、その介護保険介護給付費準備基金の平成17年度末現在高は3億3,602万279円となっております。

事業計画の標準給付見込額に対する利用状況は、導入当初38.3%と低率であったが、平成17年度の保険給付費14億8,805万6,000円に対し、支出済額で93.9%、2,124万8,000円減額、補正後の14億6,680万8,000円に対しては95.3%となっており、サービスの充実により、この制度の利用は進んできている。

これらの点からも、保険料の値上げに安易に頼らない施策、保健予防のさらなる充実が必要であり、また、救急医療の充実等、医療機関、消防署との連携を密にし、医療費の抑制に努めるべきである。

以上でございます。

議長（森 温繁君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） それでは、決算審査特別委員会の委員長に対して若干の点について質問させていただきます。

委員長、大変長時間にわたる慎重な審査、ご苦労さまでございました。

そこでお伺いするものでございますが、ただいまの委員長の報告を伺っていく中で、まず一般会計において、決算についてはおおむね適正に執行されていると、こういうことで原案認定ということでございますが、その後の委員長の経過の報告というんでしょうか、これを

見ますと、必ずしも適正な執行が行われたようには思えないわけです。

そこで、一々申し上げるまでもなく、一般会計の収入の根幹を占める市税収入において、滞納が欠損処分したものを含まずと 10億を超えているという実態が委員長の方からも報告されました。あるいは、とりわけ市有地の貸付収入等、そういう滞納が広がっていると、こういうことについて委員長としては厳しい指摘をしたわけでございます。そういう点で、おおむね適正であるという基本的な考え方、理由というのはどの辺にあるのか、この適正な理由を明らかにしていただきたい。

もう一つは、委員長の報告の中にもございましたが、下田市の予算の中で、とりわけ議会でも指摘されたことでございますが、教育費に対する軽視、あるいは教育費の予算の減少、こういうものは顕著になっているわけです。委員長報告もこれにいささか触れておりまして、学校現場における、あるいは教育現場における直接的な児童・生徒の教材費等の支出というものは年々減っていると、こういうふうな報告がございました。

そこでお伺いしたいと思います、9月定例議会の一般質問の中にもございましたが、児童・生徒の直接的な教材費等の経費というものが、小学校及び中学校1人当たりどの程度に平成17年度なっているのか、あるいはそれらが県下各市町の水準とどういう状態にあるのか、この点についてお伺いするものでございます。

一般会計におきましては、やはり一番問題なのは確実な収納という点で、1つは、いささか問題があったのではないのかというふうに思いますが、この点についてお伺いします。

2点目に、国民健康保険のことについてお伺いいたします。

国民健康保険については、委員長の結論は、国民健康保険の決算についてはおおむね適正に執行されたとして認定という、こういう決定でございます。

ところが、委員長の後段の報告によりますと、国民健康保険につきましては、加入者の負担する国民健康保険税は累積で4億円を超えて過去最高になっていると。不納欠損の処分を加えますと、平成17年度中に4億3,000万円を超える滞納額を生じたという報告をしております。これは恐らく、調定額に対して70%の前半という県下最悪の実態ではないのかというふうに思うものでございます。

また、現年分についても、おおむね10%の滞納があるという実態を示していると思えます。これは国民健康保険の事業運営をますます困難にさせる最大の要因になっているわけです。その理由が、安易な引き上げをしてはならないという委員長の報告でございますが、実は平成17年度に大幅な引き上げをした決算になっているわけです。どうしてそれがおおむ

ね適正であったのか、理解に苦しむところであります。

そこでお伺いするものでございますが、国民健康保険税の現年課税分で約 10%の滞納、約 1 億円内外の滞納、そうしますと翌年度に繰り越される滞納額が毎年 1 億円ずつ、そして、その次の年に徴収される過年度分の滞納繰越額が 5,000万としても、5,000万ずつ上積みされる。私が本会議でも指摘したとおり、近い将来にわたって 5 億、6 億になるのは目に見えている。下田市の国民健康保険事業の破綻というのがもう目前に迫っているわけです。これに対して、今、抜本的な改革を進めていかなければ大変なことになる。その予兆をこの平成 17年度の決算は示しているのではないのかというふうに思うわけです。

そこで質問は、滞納額は 10%であるけれども、恐らく滞納している世帯は 20%近くに及んでいるのではないのかと私は推測するわけでございますが、滞納額 10%に対し、滞納している世帯数はどの程度になっているのか。決算の審査は慎重に行われたという、資料もここにございますが、資料を見ることはできませんで大変恐縮ですが、お伺いするものでございます。

次に、下水道事業におきまして、委員長報告におきまして、下水道事業が昭和 48年度から実施されて、かれこれ 30年余を経過したと。この間に投資された公費というんですか、補助金あるいは起債等々含めまして 190数億という報告がなされましたが、この数字は公共事業部分で、市単独の事業を含めると恐らく 200億を超える投資になるのではないかと。そういう点で、若干正確さを欠いているのではないかとこのようにちょっと感ずるわけでございますが、まずこの点の、昭和 48年から今日までの投資金額についての、決算の審査でございますから数字において誤りがあるはいけないと思います。したがって、その根拠、出典を明確にさせていただきたいと思っております。

そこで、下水道事業において、とりわけ年間 7 億、6 億という一般会計からの繰り出しによって下水道会計が維持されている。一般会計の財政難の中でも、下水道事業に 6 億も 7 億も投資しなきゃならない。これを回避するために、下田市は要するに平準債という形で、借金を返すための借金を続けてきているわけです。したがって、私は、下水道における借金財政というこの方策が根本的に、要するに借金を返すために借金をするという、この自転車操業のような借金財政と、これが安易な財政運営、下水道の財政を困難にした最大の理由であると思うんです。

もう一つは、下水道区域内における市民への理解を得るような、下水道課のみならず市一体となった施策の欠落があるのではないのかというふうに思うわけでございますが、この点

について、将来にわたる下水道事業の財政状況について、本当に適正であるかどうか、この点について委員長の見解をお伺いするものであります。

次に、上水道事業についてもかなり詳しい報告がなされたものでございます。上水道事業は、市民の命の水を預かる大切なライフラインの最大のものであるわけです。大多数の市民が日常生活においては市の上水道に頼る生活をしているわけです。この上水が安定的に供給されるということは最大の責務であります。

ところが、今回の委員長報告の中で、浄水場における耐震補強が行われてきた。これはご承知のように、私が耐震補強の必要性を提案し、それに基づいて行われたものでございますが、ただ1点、いわゆる有収水量の減少というもの、約4ポイント、5%近い有収水量の減少という、私が記憶しているのは、ここ数年、有収率は80%内外を、かなりの高水準を維持したものが、今回、80%を割って70%台になったというのは極めて問題があるのではないのか。

委員長としては、上水道事業についてはおおむね適正に運営されているということでございますが、確かに使用水量の減少による、要するに有収水量の減少、いわば水道収益の減少に伴う財政負担を人件費の削減その他経営の合理化によってバランスをとってきた水道課の努力というものは、一定の評価がされてしかるべきだということは当然であるけれども、平成17年度におけるところの有収水量の減少というものは、今後この問題の解決をしないと、要するにむだな経費を増やすことになると思うわけです。そういう点で、有収率の減少というものの根本的な理由というものは何であったのか、これについてお伺いするものでございます。

前後いたしますが、一般会計においてのことでございますが、私は、とりわけ学校教育あるいは保育所その他の施設の耐震補強、耐震の確保ということを常々議会の場で主張してまいりました。私のそういう主張を受け入れて、二、三年前に稲生沢中学校の技術棟が改築された経緯がございます。しかし、児童・生徒が通う小学校、今、再編で揺れている市立幼稚園あるいは保育園、これらの耐震という問題については、ほとんど手がつけられていない状況にあるのではないのかというふうに思うものでございますが、施設の耐震について決算審査特別委員会としてどのように審査されたのかお伺いします。

また、下田市はこの期間、多くの固定資産等についての寄附を受け入れました。例えば大きなものとしては、柿崎にありますところの柿崎上ノ山、淡交荘という、たしか練馬区でしたか、ありましたが、淡交荘という学校の寮をかなりの大規模なものを受け入れたものでござ

ざいます。これらの施設の維持管理あるいは利用計画、こういったものはどうなっているのか、決算上審査されたかどうか、お伺いするものでございます。

議長（森 温繁君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほどの10番、小林議員の質問に対しての決算審査特別委員長の答弁を求めます。

〔決算審査特別委員長 大黒孝行君登壇〕

決算審査特別委員長（大黒孝行君） では、質問の順に沿ってお答えをさせていただきます。

まず最初の、基本的な市税に対する考え方、適正であるという理由でございます。

予算に対しまして適切に対応がなされているというところでございます。

教育費に対しましては、県下での比較は、これは議論には至りませんでした。小学校資料等は、総額では資料の中で見えますが、具体的にはありませんでしたが、備品等の購入費で下田市が26万円、近隣の比較で西伊豆町の60万円強というようなお話がなされて、低いという認識はしているという議論でございました。

それから、前後するかもしれませんが、教育の耐震にかかりましては、全体で見まして浜小の東館、年次で見まして今後計画に沿ってやっていく努力はお話しておられました。

それから、国民健康保険は、17年度……県下でも低いと。現年度分も10%、滞納の件数のお問い合わせがございましたが、国保税で1,555人、件数でいきますと2万7,713件の滞納者の数でございました。

下水道事業の投資資金でございますが、私も、小林議員の決算資料の手法でやりますと300億を超える総投資経費になりますが、委託料とか諸経費が入っておりますので、その部分を引いた純然たる建設費ということで、今回は修正をして報告をさせていただきました。

それから、水道の方では今、報告でも申し上げましたが、81カ所の老朽管の破損、また、メーターの故障でぐるぐる回りっ放しだったというような話がございました。17年度は率にして19.3%の無効量、この無効水量は例年で比べますと、13年度が20.3%、14年度が19.5%、15年度が19.2%、なぜだかという原因は私はちょっと聞き及びませんでした、16年度が14.9%とたまさか非常に少なかったと。その結果のあれでございますもので、大体100万立米強を無効水量は占めていると、そういう格好でございます。

淡交荘の話は、委員会では審査に及びませんでした。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） ひところの元気がなくなって、ちょっと小さい声であれですが、勢いがいい感じがしますが、再質問させていただきます。

まず委員長、私は、下田市の一般会計において、農林水産業を含めて1次産業に対する投資、あるいは1次産業に対する施策の重要性、こういったものに対する軽視が始まっているということ。

もう一つは、学校教育、児童保育あるいは幼稚園、こういったものに対する施策が極めて薄くなっているという、こういう状況に対して、委員長も恐らく危惧しているものだと思うんです。そういう点で、私がたびたび指摘しましたが、下田市の児童1人当たりの実際に学校現場で使われる教材費等は、小学校で1万五、六千円、中学校では2万円、恐らく全県下の半分以下の、あるいは郡下の各市町と比べても大幅に少ない、そういう状況で子供たちの教育が行われている。こういう現状を決算上で直視し、問題を提起していかなくやらないと、こういう理念からお伺いしたものでございます。その点につきましては、委員長の見解を問うということもあれでございますが、最後に1点だけお伺いします。

もう一つは、国保事業におきまして、委員長の私の質問への答弁の中に、現年課税分の滞納は大体10%、1億円内外だと。滞納額は10%であるけれども、加入世帯でいけばどの程度かということになりますと、委員長は1,555人と言いましたが、国保は個人に対する課税ではなくて世帯別の課税でございますから、人というのではないんですよ、委員長。一人一人に課税していない、世帯課税ですから、これは1,555世帯というふうに考えていいかどうか。もしそうだとすると、加入世帯7,000何百ですから、おおむね加入世帯のうち20%の世帯が滞納しているというふうに理解していいのかなのか。この点は、私が提起した国保事業の根本的な破綻につながっている予兆だということを申し上げましたが、それでいいのか、この点だけは再確認させていただきます。

〔決算審査特別委員長 大黒孝行君登壇〕

決算審査特別委員長（大黒孝行君） お答えをいたします。

大変申しわけございません。1,555世帯でございます。訂正をさせていただきます。

以上です。

〔「そうすると、20%内外の滞納があるということで間違いありません」〕

ね」と呼ぶ者あり]

決算審査特別委員長（大黒孝行君） はい。そのとおりです。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

14番。

14番（増田榮策君） 2点ほど伺いたいします。

下田市観光協会は、下田市でも大きな補助金団体でございます。この補助金団体は、監査もご指摘のとおり歳入欠陥があったということでございますが、赤字を借入金で賄っていた。私も観光協会の理事の一人に民宿からなっているわけでございますが、観光協会のお恥ずかしい限りでございますが、決算の説明会においても、説明はしたけれども質問は一切させないということは、大黒委員長も観光協会の監査委員でございますが、今は大川議員でございますか。大黒委員長もかつては監査委員であった。今、大川議員が監査委員だそうでございますけれども、この決算報告でも指摘されていたような問題でございますが、その点、下田市の観光協会に対する指導、そういうものがあつたのかないのか。

それから、この問題についても、改善点や監査で指摘されるような問題をどういうふうに審査でとられたのか、伺いたいします。

次に、特別委員会で配られました資料を見ますと、下田市の入札について、指名競争入札及び随意契約の入札のほとんどは落札率が90%を超えております。この90%の落札率というのは、一般的な現在の全国的なレベルで言いますとほとんど談合に近い、こういうような新聞報道もなされているわけで、その落札率が高いあらゆるものが、今、公取等にやり玉に上がっているわけでございます。

その中で、今までは、当局の説明ですと、積算表に基づいて積算するので全部横並びになると、こういうような説明だったと私は記憶しているわけでございます。ただ、私は今の下田市の財政を考えますと、これは極めて不自然だと思うわけです。ということは、やはり予算の執行に当たっては、最少の予算で最大の効果を上げるとというのが、私は行政の手法ではないかと思うわけです。

そこで、また別の意見としましては、競争力は逆に手抜きや不良なものを生むという意見もありますが、下田市は過去の建設、大きな建物や設計を含めたものを見ますと、いろいろな問題になっているわけです。私も何点か一般質問で質問した記憶もあるわけでございますが、ほとんど一般の家屋でしたら20年、30年もつところが、10年、20年で雨が漏ったり、いろんな箇所に補修の問題が出ているわけでございます。

下田市は、こういう経験を踏まえて、改善を真剣に取り組んでこないのではないのかと私は考えるわけですが、当局の業界に対する指導または先ほど言いましたような改善、監査で指摘するような入札の制度、こういったものの審査を通じて、その結論がどうであったのかお伺いいたします。

〔決算審査特別委員長 大黒孝行君登壇〕

決算審査特別委員長（大黒孝行君） 観光協会に対する補助金等の絡みで見ましたところの監査の指摘に対します部分につきましては、我々もそれなりに話をお伺いいたしましたが、具体的には給料のカット等で処分した、その対応のみの議論であったやに記憶をいたしております。それ以上、どのような対策等々の問題は、他団体のことでもあり、議論が及ばなかったのではないのか、そういう配慮がなされていないのではないのかという解釈を私はしております。

それから、入札の改善等々の取り組みに関して は、報告書でも指摘をさせていただいております。透明性の担保、確保、なおかつ金額を下げるためには競争入札がこれは原則でございます。その上に立ちまして、安易な随契が見られる、そういうものの助成は求められるところではございますが、そのほかの委員の問われる部分に関しては、委員会ではその点の報告書にまとめたところのぐらいの審査であったと、そのようなことでございます。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） 私は常々、こういった特別委員会の委員長報告書、それから議員の出す意見書または申込書、こういったものを私は毎年出しているわけですが、こういったものでは、往々にしていろいろな問題点を含んだものを指摘しているわけですが、下田市が財政危機の状態の中では、こういったものを当局側に明らかに指摘して、これを守っていかせるということが私たちの議会の義務ではないかと、こういうふうに思うわけです。

そこで、やはり私が残念なのは、観光協会は今後、指定管理者制度でベイ・ステージ等の名前も取りざたされていますが、こういった問題について真剣にもう少し突っ込んだ審議がなされるべきであったのではないのか。

もう一つは、この入札制度が下田市の財政の規模及び財政の状態、そして執行の状態、その結果を見て、いよいよ改善点に差しかかっているのではないかと私は考えて、委員長に大変失礼ですが、あえてここに強く指摘したわけです。その点、私は非常に残念であったなど、こういうふうに私のこれは感想でございます。大変委員長もご苦勞の報告書をつくってくれたんですが、やはり特別委員会の使命としては、当局側にいかにしてこの問題を指摘して、

えぐり出して守らせるかということでもありますので、答弁は結構ですが、今後、特別委員会としてもその点はぜひ特別に終わつた後でもまた指摘して、申し入れをしていただきたいと思います。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって決算審査特別委員会に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長（森 温繁君） これより各議案について討論、採決を行います。

まず、認第1号 平成17年度下田市一般会計歳入歳出決算認定に ついてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 認第1号 平成17年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論をいたします。

平成17年度は、国におきましても三位一体改革によります構造改革の仕上げの年とされました。また、下田市においても財政再建の年と位置づけられたと思います。その執行は、経常経費のキャップ方式によります対前年比一律 30%カットの予算で、市民の暮らしを無視した執行がなされてきたと言わざるを得ないと思います。

観光立市を第一としてきました石井市長は、下田市観光協会への補助金を前年比 1,116万円削減し2,600万円としました。その結果、水仙まつりやあじさい祭りを初め従来からの観光イベントの取り組みが大変困難になってきていると思います。また、協会の歳入欠陥も指摘をされているところであります。

入湯税の収入額 9,647万円に対し 2,245万円もの未収金で、市税全体では9億 8,420万円の未収金であります。徴収率 74%台であります。収支のバランスを中心にしてきた予算執行であったにもかかわらず、実 質単年度収支は7,168万円の赤字決算であります。

また、公の施設の効率的な運用を目的としましたあずさ山の家が民間会社に指定管理されましたが、この指定の手続が全く不明であり、疑問を持たざるを得ない実態であったと思うわけでございます。

下田市公共施設利用推進審議会は、他の公の施設と同様に下田市振興公社に2年間指定管理をすべしという答申を出しました。この答申を覆して民間の会社に指定管理に出したわけでございます。地区区長の意向も無視されてきたと言わざるを得ません。

さらに、下田市農村体験施設条例に違反をし、地方自治法にも違反をしているくらいがこの議会でも指摘をされてきているところでございます。市との基本協定、自ら結んだ基本協定も守れない。まさに山の家が公の施設から株式会社栄協メンテナンスの利益のための宿泊施設に変えられてしまうと、こういう危惧が大きく持たれているところでございます。

そして、16年度決算におきまして監査委員が指摘しました基金の運用につきましても、改められていないわけでございます。土地開発基金から2億2,029万円、そして16年度には庁舎建設基金から6,000万円もの繰りかえ運用がなされたわけでございますが、20年間の返済、10年間の返済、1年以内に返すべきものが、10年間でも長いのに20年間の返済期限を延ばしているわけでございます。監査委員自らが、資金の運用のための繰りかえ運用は、このような運用は不適切である、是正をなさいと指摘がされているわけでございます。

さらに、平成14年度には1億6,000万円ものお金をかけ取得しました駅前バスターミナル用地、旧バスターミナル用地の利用も十分に検討されたということはないと思うわけでございます。

何よりも、次代を担う下田市の教育費に対します軽視を指摘せざるを得ないと思いますし、お母さんたちの要望を無視してきました浜崎幼稚園の下田幼稚園への統合という問題も指摘せざるを得ないと思うわけでございます。

平成17年度の監査の意見書では、随意契約の問題点が指摘をされているところでございます。市長のまさに思い入れの強い旧南豆製氷所の保存に関する調査におきましても、正規の入札執行が行われず、予算審議中に既にこの調査をする会社が決定されているかのような事態が生じている。

財政再建を目標としてきたにもかかわらず、このようなずさんな運用、予算の執行がなされているわけでございます。しかも、これらの姿勢を改めるべき指摘をしているにもかかわらず、石井市長はその姿勢をも今日改めようとしていない、こういうことから判断いたしますと、17年度下田市一般会計歳入歳出決算認定は不認定とすべき内容であると言わざるを得ないと思います。そういう意味で平成17年度決算は不認定とすべきものであります。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

2番（土屋 忍君） 平成17年度一般会計決算認定についての賛成意見を述べさせていただきます。

平成17年度一般会計予算では、長引く景気の低迷による税収の落ち込みに加え、三位一体の改革に伴う各種補助金、交付金の縮減等、財政は一昨年以上に厳しいものでありました。そのような中、平成17年度には南伊豆総合計算センター解散に伴う新電算システムを導入、この平成18年度スタートしたわけではありますが、多少のトラブルというものはあったようではありますが、ほぼ順調に移行しているというような話もございました。

また、市民の生命、財産を守る上において、消防防災設備の整備も十分とは言えないまでも実施をされてきております。

教育関係では、子供たちの安全対策として防犯ブザーの導入や、小学校教育振興事業におけるパソコンの導入、教育施設整備5カ年計画にのっとりトイレの改修などが実施をされております。しかし、このような財政の中、教育施設の耐震対策は進んでおらず、大きな課題も残されております。

また、財政を大きく圧迫している滞納問題も下田市の最大の課題であります。しかし、機構改革等によって改善に向って、今年度スタートをしてきておるわけであります。

ただいま何点が述べさせていただきましたが、平成17年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、おおむね賛成をいたすものであります。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成17年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成17年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成17年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成17年度下田市下田駅前広場整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成17年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成17年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計決算認定について、反対でございます。反対の理由を申し上げます。

平成17年度の国民健康保険事業の実施に当たっては、大きな事件がございました。ご承知のように、平成17年度予算編成時点におきまして、国保事業においては大幅な医療費の増嵩が考えられると。よって、本算定時点で約20%近く的大幅な税率の引き上げをするという、こういうことが市長より提案されました。まさしく昨年の6月定例 議会におきまして国民健康保険税の税率の大幅なアップが行われたわけでございます。議会はこれに対し激論が交わされ、可否同数に近い形で、わずかに多数が国民健康保険税の税率の引き上げに賛成で辛うじて通ったという、こういういわくつきの決算であるわけでございます。

結果はどういうことであったのか。大黒決算審査特別委員長の報告にもありましたとおり、平成17年度の国民健康保険の歳入歳出においては、予想だにもしなかった1億円近く、9,000数百万の繰越金が出るほどの大幅な黒字であったわけです。市民に大幅な増税をしながら実態はそういう結果を示した、これを適正と言えるでしょうか。

一方、国民健康保険の加入者は大方が自営業の人たち、あるいは退職をされた高齢者の人たち、こういう人たちが加入しているわけでありまして。おおむね所得の低い人たちが加入しているわけです。加入世帯約7,000余世帯、加入人員1万3,000人余という実態にあるわけです。この中で、委員長報告にあった約2割に近い人たちが、余りにも重い税率負担に耐えられず、やむなく滞納しているという実態があるわけです。すなわち、加入している世帯の80%の人に高い税金をかけて、そこで国保が辛うじて運営されているという、こういう実

態が浮き彫りになりました。

本来、国民健康保険事業というのは、共済制度でございますから、加入者全体で支え合っていく制度であります。完全にそのような制度の根幹が揺らいでいるわけです。今こそ国民健康保険事業の全体の事業内容を厳正に分析し、抜本的な改革を図る、この必要が出ているわけです。

ご承知のように、国民健康保険事業におけるところの市民の健康を守るという意味での事業は皆無であります。長年にわたりまして前市政がとり続けてきた大方の市民に対する健康診断、こういった事業も今大きく後退させられ、さらに軽視されているわけです。健康を守るための事業というものは皆無に等しいわけであります。

こういう実情の中で平成 17年度決算が打たれたわけでありまして。この実態を考えてみるならば、やはり議会としての適正なチェックあるいは現状の改革という、こういう立場から厳しい不認定の判断をすべきであると、こういうふうに思っています。とりわけ、国保が低所得者に対する厳しい負担になっているという、この現実から我々は目をそむけてはいけな
いと思うわけでございます。

以上で討論を終わります。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第5号 平成17年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成17年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成17年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成17年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成17年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成17年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成17年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

は、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成17年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 認第9号 平成17年度下田市下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について、反対の討論をさせていただきます。

昭和48年から始められ、平成4年、5年から供用開始をされてきました下水道会計でございます。下田の環境を守る上で大変重要な事業ではありますが、今日、加入率が50%台、実質処分しております水量から考えますと3分の1程度かというような状態でございます。一般会計から6億あるいは7億の繰入金がなくしてはこの会計が回っていかない、こういう現状は少しも変わっていないわけでございます。そういう意味では、大きな観光関係の施設がこの下水道に接続をしていただけないと、こういう特殊事情がそこにあるわけでございますが、下水道会計の事業だけではなく、一般会計の財政をも破綻しかねないという現状が明らかにされていると思うわけでございます。

17年度末の起債残高も91億円余を超えているわけでございます。そして、その使用料収益は9億2,200万円余であると、こういう現状でございます。下水道事業をどのように改善していくのか、今、この会計を不認定にして、大きく問題を明らかにしていく必要があると思うわけでございます。

こういう観点から、下水道事業の決算は不認定とすべきものと思うわけでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、認第9号 平成17年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成17年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成17年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの平成17年度下田市各会計決算10件の決算認定については全部終了いたしました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時 45分休憩

午後 1時 0分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、議第65号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議第66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第68号 下田市廃棄物の処

理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 69号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第 71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第 72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第 73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第 74号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第 75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第 76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第 77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第 78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、閉会中の継続審査となっております請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願、以上 18件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 委員長の指名により、厚生文教常任委員会の審査報告を行います。

厚生文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第65号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
- 5) 議第68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

- 6) 議第69号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。
- 7) 議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。
- 8) 議第74号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。
- 9) 議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

2. 審査の経過。

9月29日、10月2日の2日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より高橋教育長、河井健康増進課長、糸賀福祉事務所長、鈴木環境対策課長、金崎学校教育課長、土屋生涯学習課長、土屋企画財政課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審議を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、修正可決。

理由、施行期日の見直しを図るため。

お手数をおかけしますが、お手元に修正の内容について資料が行ってあるので見てもらえますか。

議第64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議第64号 下田市民文化会館条例を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則第2項中「平成19年4月1日」を「平成20年4月1日」に改める。

この修正の意図は、文化会館の使用料の値上げをする条例であります。文化会館は現在、振興公社を指定管理者とした指定管理を行っております。使用料は指定管理契約の中の大きな要素を占めるものであります。そして、使用料は指定管理者の収入となります。指定管理期間の途中においてこの使用料の値上げを認めることは、指定管理契約の趣旨からいって不適當ではないか。指定管理条例はまだできたばかりで、ある意味では試行錯誤の点多々あります。

今回、指定管理期間の途中においてその使用料の変更を認めることは、今後、他の施設、

指定管理契約に与える影響も大きく、前例となるものであると考えます。そのときに、指定管理期間の途中において使用料の値上げをすることは適切な行為とは言いがたいと判断し、値上げの時期を指定管理期間の終了の時期、新たな指定管理契約を結ぶ時期に改めるものがあります。

それでは、報告に戻ります。

3) 議第65号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について。
決定、修正可決。

理由、施行期日の見直しを図るため。

お手数をおかけしますが、お手元の修正案を見てください。

議第65号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議第65号 下田市民スポーツセンター条例を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則第2項中「平成19年4月1日」を「平成20年4月1日」に改める。

これも下田市民文化会館と同じように、指定管理契約を結んでおるその指定管理期間の中途において使用料の値上げをすることは不適切であり、指定管理期間が新たに発生する指定管理契約を結ぶときに使用料の見直しをするのが適切であろうという判断のもとに修正を行いました。

報告書に戻ります。

4) 議第66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例の制定について。
決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第69号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第74号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、議第68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を行いたいと思います。

議第68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、審査の経過において、委員の中より、市民の新たな負担増となる今回の手数料の決定は、環境対策手数料ともいうべき性質のもので、約4,000万円と言われる歳入増については一般会計の歳入となるものの、その歳出については新たな環境対策のため、もしくは抜本的な設備の改修のために使用し、一般会計の不足財源の穴埋めに使われないように強く希望する旨の意見がありました。

以上で報告を終わります。

議長(森 温繁君) ただいまの厚生文教常任委員長長の報告に対し、質疑を許します。

14番。

14番(増田榮策君) 2点ほどお伺いいたします。

市民文化会館と下田市スポーツセンター条例の一部を改正するのに修正可決いたしました。施行期日の見直しを図るためとしていますが、この点、私もよくわからないのでお聞きいたします。

今回の値上げの理由は、本来、下田市の財政的な極めて厳しい状態の中からいろいろな面から検討されて、値上げをする条例の改正があったと思うんですが、期日の変更の理由として、先ほど委員長が申されまして、契約の途中変更を認めることは契約途中にすることになって問題だと、契約終了時に値上げをするのが適当だと、こういうことでよろしいかと思うんです。そういうふうに説明されて理解しました。

そこで、今、振興公社がとっていますが、指定管理者と当局がこの値上げについての協議というのが何回ぐらいなされて、その結果どうしたのかお伺いいたします。

もう1点は、これを1年延ばしたとき、財政的といいますが、収益といいますが、この点

はどれぐらいの問題が出てくるのか、差があるのか、その辺、わかりましたらお願いします。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） お答えします。

市民文化会館、スポーツセンターの施行期日の延期を行ったのは、先ほど申しあげましたように、指定期間の途中において使用料の変更を行うことは好ましいことではない、適切な行為ではないと。指定管理期間の終了あるいは指定期間の開始に合わせた使用料の改正が望ましいという判断であります。

それから、値上げの理由については、財政の赤字という点も当然配慮されているとは思いますが、一義的には、下田市内の各施設における使用料の適正化あるいはバランスを考慮した値上げであるという説明を受け、そう理解をしております。

それから、指定管理者と当局がこの値上げについて何回ぐらい協議をしたかということですが、回数については委員会では議論になっておりません。

それから、この値上げについての収入の具体的に幾らかということは、委員会で議論になっておりませんでした。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） 実は私は、この改定は潜在的にはやはり下田市の財政の要するに大変きついことがあると思うんです。当然、この値上げまたは改正については、指定管理者と協議するのが私は前提だと思うんです。これを協議しなくて当局側が突き出したとは思えない。その点、委員会の審査がちょっとあいまいではなかったかなと思います。

今、委員長がお答えしておりますが、この改定はほかの施設とバランスをとったと言いますけれども、各施設のバランスというよりも、これは個々にこの内容を精査してやるべきではないのかなと私は率直に思うわけで すけれども、その点は委員会ではどういう審査がされましたでしょうか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） お答えします。

当局と指定管理者との協議についての回数については問題になりませんでした。指定管理者との間に協議は行われたのか、指定管理者はこの値上げについてどのような検討を行ったかということは、委員会で問題になりました。現場サイドでは数回の打ち合わせを行ったということですが、指定管理者である振興公社の理事会、評議会というものは開かれていないという説明を受けております。

それから、財政についてのものが主なものであり、個々の施設について検討すべきではなかったかということですが、財政の赤字ということも要素としては入っておりますが、あくまでも施設全体の中で使用料の見直しを図り、使用料の決定をするに当たっては、各施設の事情を考慮しながら決定したという理解を委員会としてはしております。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） やはりこの審査というのがちょっと私はひっかかるんですが、本来指定管理者というのは、その施設の指定管理を当然あらゆる面について 委任しますか、ある程度のものは委任するという説明を今までほかの指定管理者制度でも受けているわけです。そういった中で、指定管理者に何も相談なくしてこういうものが出てきたのは、私は当局の少し手落ちであったのかなと、そういうふうに取り扱ってよろしいのでしょうか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 委員会としては、指定管理者がこの値上げについて十分な審議をしなかったという印象を持ち、その点については当局に対して、今後このようなことのないような要望を行いました。指定期間の1年間の猶予の間に、当局と指定管理者の間に十分な協議が行われるものと信じております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） まず第1点は、ただいまの増田議員の質問と関連するわけですが、委員長ご承知のように、施設を指定管理にしているものについての使用料というものは、100万にしようが、あるいは幾らにしようが、原則的には下田市の財政に反映されないものであります、一般的には、ことごとく指定管理者の収入として収納されるということになるわけです。

仮に、今回の指定管理をしているところの文化会館あるいはスポーツセンターの使用料を見直した場合に、それは先ほど申し上げましたように市の一般会計に収納されるものではなくて、指定管理者の収入に入るわけです。そうしますと、あなた方の厚生文教常任委員会の修正の形でいきますと、来年度においては、それに見合う金を一般会計から繰り出すということが現実的な対応としては考えられると、こういうふうに理解していいかどうか、この点が第1点でございます。

第2点目は、下田市の廃棄物の処理に関する条例の改正は、簡単に言えば、ごみ処理についての大幅な有料化を進めると、こういうことではなからうかと思うんです。そこで、ごみ

処理については、下田市は伝統的に市民から多大な税負担をいただいているという観点から、いわゆる市民サービスの最も大きな柱として、収集から処分まで無料で行ってきたというすぐれた伝統というか、経過を持っているわけでございます。これは他市にはない下田市の最も廃棄物行政の進んだ面として、正しく評価され、継承されていくべきではなからうかというふうに思うわけでございます。

しかし、今回の条例改正は、そういう長年培われてきた、あるいはどんな困難なときにも、ごみの収集処理というものについての原則的な無料という、こういうものから、今後は大幅な有料という重大な路線、政策の転換が行われるということになるわけで、多くの市民から注目されていることであろうと思います。そこにつきまして、实际的に1世帯当たり年間どの程度の引き上げになるのか、これが1つ。

もう一つは、持ち込みの手数料についても引き上げられているようでございますが、ホテル、旅館、民宿等、大方の事業所は業者と委託をして、持ち込みという形でやっていると思います。これらに対する極めて厳しい不況下におけるところの、そういう業者等にかかわる影響というものも考えられなければならないんですが、持ち込み手数料のそういうものに対する影響というのはどういう格好になるのか、これが2点目でございます。

次に、なぜこの時期、そういった長年の市民サービスを守ることができなくなっているのか、本当にそういう点は残念なわけでございますが、むしろ今ここでごみの手数料、ごみを有料化するということよりも、下田市の清掃あるいは環境行政全体に対する再検討、再認識をした上で、そしてもう少し仔細に検討してみて、どうしても市民の理解を得て有料化しなきゃならないということを進めるべきではなからうかというふうに思うわけでございます。

例えば、委員長ご承知のとおり、残灰の処理は極めて多額なお金で外部委託で行われております。あるいは粗大ごみ等の処理についての委託も、私の知る限り、他の市町と比較しても相当割高な形で行われている。加えて、下田市は郡下町に先駆けて、容器リサイクル法に基づくところのリサイクル、資源ごみの収集等を行っておりますが、これらの収集処理委託等についても多額の経費を要している。そういった全般に対するもう一工夫があってもしかるべきだというふうな点があるのではないのか、ういう点を考えるわけでありますが、こういう状況のもとで大幅な引き上げをしなければならない基本的な理由というのは何でしょうか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まず、指定管理者の収入となるという点については、小林議員のご指摘のとおりであります。さすが小林議員、我が委員会において最も悩んだ点の一つがそれであります。

委員会においては、市民の新たな負担増をもって指定管理者の収入を増やす必要があるのかと、こういう議論もありました。そうし た点を踏まえて値上げの時期を延期したわけでありす。20年4月1日からは新たな指定管理契約が結ばれることとなりますが、そのときに指定管理者となる人間が出される事業計画、資金計画等においては、新しい使用料のもとにその計画が提出され、適切な指定管理料が決定されるというふうに理解しております。

それから、廃棄物のごみの有料化をなぜこの時期にやるのかということですが、小林議員ご承知のとおり、今、焼却場は老朽化を迎え、莫大な施設改修を必要としている時期であります。この改修費を全額一般会計の中から捻出すること はかなり困難な状態にあると思われす。委員会の中で議論されましたように、この値上げによる歳入増については、新たな環境対策に使用する、あるいはこの施設の抜本的な改修等に使用するのが適切であろうというふうな議論が出されました。

また、ごみ袋の有料化については、多くの自治体で有料化が進んでおり、この付近でも西伊豆町、松崎町においては既に実施をされております。また、多くのごみが出る中で、市民にもごみ処理がいかにか多額の費用がかかるものかという認識を持っていただくためにも、有料化は一つの時代的な流れであろうと考えて、委員会としては判断をし、決定したものであります。

それから、大口の事業者の持ち込みについては、やはり委員会ではその議論が出ました。持ち込み手数料を値上げするので、大口事業者についても新たな負担増になるという理解をしております。その金額等については、持ち込みをする業者がどのような値段をつけるかによって変わってくるものだというふうに思います。

答弁漏れがあったら、ご指摘をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 私は、来年度の予算編成が目前に迫っているわけでございます。当然、ご承知のように、文化会館あるいはスポーツセンターの指定管理者との契約は単年度ごとの料金設定をしている。要するに債務負担を定めて、2年間の指定管理料等についての契約を結んでいるわけではございません。したがって、恐らく今回の決定によって、来年度の指定管理料については、引き上げた分についての指定管理者に入るべき収入額が減額に

なるわけですから、今回の皆さん方の決定によって減額になる。そうすると、その部分が一般会計からの上乗せによって指定管理料として払われるということになるのかということ、まず第1問聞いたわけ、おわかりだと思っんです。わからなかった。そこを一番最初に聞いたわけ、別にさすが小林でも何でもないのでございますから、その点は別にあれでございませう。

そこで、これは私もよくわかりませんが、1つは、指定管理者制度の持つ施設の運営に当たっての収益というものを重視するか、また、逆に公共的な施設としての維持運営に重きを置くかという、ここが一つの重大な指定管理者制度の問題点だと思っんです。すなわち市直営、公社直営の形で進められてきた管理運営については、収益、利益というものを旨して管理が行われたものではない。しかし、指定管理者制度ということが極端に悪用される、あるいはそれが極端な形で利用されるということになると、公の施設を使ってお金もうけ、収益事業にしてしまうという、この矛盾が出てきているわけ、あずさ山の家の実態がそういうことを明らかにしているわけ、

そこで、今回の条例改正が指定管理者の収益事業を助けるための条例改正であるとするならば、別に平成20年度にしなくても、一般的な形でそういうことではなくて、委員会としてはきちんとした審査をしていくならば、この問題は別に施行期日を1年延ばすということではなくて、廃案にしてもいいんじゃないのかというふうには思っわけ、要するにその論点が、指定管理者の収入を増やすために施設の利用率を定める、決めるというものがあるとするならば、これは指定管理者制度の持つもう一つの部分、お金もうけのために公の施設を運営するという、この点の問題が生まれてきているんじゃないのかという点でお伺いしたものでございませう。

2点目に、確かに賀茂郡下松崎町、西伊豆町においては、廃棄物、ごみの処理の収集手数料はもう早くから取っている、時代の流れだとおっしゃいますが、最初私が申し上げましたように、下田市政の最もいいところは、廃棄物、環境問題に対して最も重視し、観光地としてのごみ対策、こういったものを重視して、基本的には一般家庭から排出されるごみについては無料であるということ、何十年となくやってきた、これが市政に対する市民の信頼というもの、ほかの市町に迎合されず、しかも廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものは、産廃は別として、一般廃棄物の処理、収集、運搬の責務は市町村にありという、法律で明定されているわけ、法律に基づいてされている。したがって、し尿の処理についても、最終処理は市町村が責任を持って行うと、最終処理に対する経費は市民から

徴収しない、これが実情になっているわけです。

そこで私は、討論ではございませんから、質疑でございますから委員長にお伺いしたいんですが、今回の条例改正によって一般家庭で年間どの程度の負担増になるのか、これが再質問の1点目です。

第2点目は、事業者の持ち込み手数料の増大に伴う負担というものがどうなるのかということでございます。

3点目は、申し上げましたようにこれが一番大事なことで、市の収集、運搬、そして処理、これらの全面的な見直し、合理化を図ることによって、要するに廃棄物の処理、残灰の処理、そしてリサイクルの委託、粗大ごみの委託、あるいはごみ焼却、ごみの減量、例えば食品残渣の有効活用、あるいは大量に出る発泡スチロール等の分別、こういったものを進めていくことによって、根本的な、すなわちごみの量、燃やすごみを減らす、こういうことを進めていくことによって、経営の合理化、そして施設の改善という、こういうものを考えるべきであって、安易に市民に負担を求めて焼却施設の改良をするということは、これまた本末転倒なことではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。これも討論になりますか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まず、公の施設の使用料が指定管理者の利益のためではないかというご質問ですが、今回の公の施設における使用料の値上げは、各施設における使用料の見直しに伴い行われる値上げであり、また、増田議員が指摘されたように、財政への一定の寄与も考慮されているだろうと。

〔発言する者あり〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 公の施設の値上げ全般です。したがって、指定管理者の利益のための値上げではないという理解をしております。

それから、一般家庭における負担ですが、1件当たり年間、ごみ袋の値上げについては3,000円程度の負担増になるという試算の説明を受けております。

この値上げに関する小林議員のご意見は拝聴しましたが、委員会では、市の収集、運搬処理、これらを合理化していったらどうかという質疑は行われませんでした。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 委員長、大変ご苦労さまでございます。

1点だけ質問したいんですが、ご承知のとおり今回の議会は、公の施設、厚生文教委員会においても、直接管理の部分と指定管理者に委託している部分とございますね。私の建設経

済委員会も外ヶ岡の交流館、集落センターとあります。結果として、直接管理の部分は値上げされ、指定管理者部分は平成 19年度だけ見ますとそのまま、こういうことになるわけです。本来、公の施設の市民の負担というのは公平でなきゃならない。そうすると結果として、今回1年間延ばすということは、そういう市民的な感情を惹起することになるんだろうと思います。

したがって、その点について、同じ委員会で公民館の使用料の値上げと今回の指定管理者に委任した分の値上げの整合性について、委員会としてはどういう審議をしたのかというのが1点。

それから、先ほど小林議員からいみじくも質問がありましたけれども、今回の値上げによって、入るのは指定管理者に入ります。多分、平成 19年度予算を編成する場合、当局はその分だけは管理料を減らすと思います。いわゆる市の財政の負担を軽減させると思う。そのための、余り収入は増えないけれども、厳しい財政の中で2万数千人の人が公平に、平等に負担しようという条例の改正の趣旨だと思います。そういう点について、後半の2点目については、むしろそういう理解をするのがまともな理解の仕方ではないでしょうか。いかがですか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まず、指定管理者と指定管理者以外の施設において値上げの時期がずれるということではありますが、指定管理者に委託をするということ、そして、使用料が市に入らずに指定管理者の収入になるという点において大きく異なっております。委員会においても、当局の説明の中、文化会館においては、指定管理料については毎年の見直しをするという説明も受けました。

しかしながら、今回、指定管理については、振興公社は特別な関係で、このように指定管理期間の毎年の見直し、毎年の事業計画という、これはあくまでも特殊な事例であろうと。通常、指定管理期間が決まれば、当然その指定管理期間は同じ指定管理料でいくべきものであろうと。委員会としては、今回が、この後続く指定管理契約において、当然にも指定管理料は指定管理期間と同一の歩調をとるであろうと。その前例になるという観点を踏まえ、やはり指定管理期間においては、使用料の変更を行うのは適切ではないという判断を下しました。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 委員長、確かに理想的なのは、条例の改正と指定期間が合致するこ

とが一番理想的です、今言われたように。しかし、昨年来からの集中改革プランではないけれども、いろんなことで削り削り、もう予想以上に財政が厳しいと。そういう必死な中で、わずかな公共料金の値上げというものもやらざるを得ないと、こういう状況だと思います。

だとすると、公の施設を直接管理されていようが、指定管理者に管理を委任しようが、これは市民からすれば、同じ使用料を値上げする場合には賦課の平等性を確保することが大事だと思うんです。そしてなおかつ、本来は直接市に入るのではなくて指定管理者にその分の増だけ入るわけです。それは市としては、来年の予算は100万増えるとなったら100万管理料を減らすというのが、これは仕組みとして当然考えられるし、当局もそれを当然考えていると思います。

ですから、むしろ私個人としては、そういう面では、公の施設について今回の値上げを考える場合には、3万近い市民が同条件で公の施設の使用料が上がったよという方が、上げることは余り好ましくないけれども、納得性があるんじゃないかなろうかなと、こう思います。いかがですか。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まず、当局が公の施設の使用料の値上げを全部考えているかというのと、考えておりません。委員会でも質問が出ましたが、あずさ山の家については使用料の値上げの提案すら行われておりません。つまり、指定管理者が指定されている施設においては2つの方向が示されているわけです。一方において、あずさ山の家においては使用料の値上げはしない。一方、振興公社の管理する施設については値上げをする。したがって、まず当局の姿勢としては、すべての公の施設の値上げは考えていないという理解をしております。

指定管理者制度のバランスを考えるならば、相手が、対象が山の家でも文化会館であろうと、やはり同じような対応をすべきではないか。委員会では振興公社の独立あるいは振興公社の自主事業、こうしたものの配慮を考えますと、やはり指定管理期間の中途における使用料の見直しではなく、あくまでも指定管理期間と使用料の見直しは同時に行われることが適切であるというふうに考えております。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 私は推測するに、見識ある委員会の皆さん方、先ほど増田議員がちょっと質問しましたけれども、むしろ当局と現在の指定管理者の事前協議が十分されていないんだと、あるいは内部の協議がされていないんだと、それだからだめだよと。しかし、そ

れでは理屈にならるので、1年間猶予を与えるからということで、表面的な理由はこうだと思います。しかし、本来は私は、公の施設の負担というのは、だれに委任しようが直接管理しようが、やっぱり平等な負担を同じ時期にさせていただくというのが本来だと思います。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 当局も聞いておるとしますので、あずさ山の家を含めて、今のご意見は伺っていることと思います。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 一、二お聞きします。

平成17年12月定例議会の説明資料なんですけれども、この12月議会において、指定管理者制度の導入の施設について、その指定管理者を指定したわけなんですけれども、その説明資料の中で、第89号、下田市民文化会館のところに関して、一番最後の4のところ、指定管理料について、平成16年度の施設委託料決算額は3,303万7,449円だった。平成18年度、平成19年度については、今回の提案に基づき各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定するとあります。

次に高齢者生きがいプラザ、その説明資料の4、指定管理料について、平成16年度の施設委託料決算額は95万2,999円だった。平成18年度、19年度については、やはり同じように各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定するというふうにあります。

同じく下田スポーツセンターに関しても、指定管理料については、平成16年度の施設委託料決算額は619万2,501円であった。さらに、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定すると、指定管理料についてはなっています。同じように加増野ポーレポーレも、そのようなことで指定管理料についてはそういうふうな規定になっています。

つまり、指定管理料に関して、それは敷根公園もそうですけれども、すべて指定管理料については、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び、その年度ずつ指定管理料を決定していくというふうなこと、このときのすべての指定管理者制度を導入した施設について、皆同じようなことになっております。そこら辺のところは先ほどの委員長の説明とちょっと違うのかなというふうなことが1点、そこら辺のところについてどういうふうにお考えなのかを1点お聞きします。

もう1点、指定管理者制度を導入することによって、いわゆる読みかえ規定の中でどうするのかということの中で、市長を指定管理者とするというふうな読みかえ規定の最初のところ

るに、利用料金、使用料金のことは入っていません。施設の損害賠償だとか原状回復等々に関しては読みかえ規定されていますけれども、使用料に関して、利用料金に関しては、読みかえ規定の対象になっていません。つまり、指定管理者制度を導入した後も、利用料金、使用料金については市が決めることができるというふうなことになっています。その後で、それに基づいて指定管理者は、条例の定めるところにおいて独自に料金設定をできるというふうなことになっております。

ですから、市が利用料金を決めても、指定管理者がその範囲の中で利用料金を決定することは、その指定管理者の権限としてあるというふうな解釈だと思いますけれども、そこら辺のところの見解をお聞きします。

次に、ごみの問題も1つお聞きしたいんです。ごみ袋の手数料の問題なんですけれども、45リッターで1枚30円取るというふうなことなんですけれども、これについての物の流れ、金の流れ、いわゆる流通経路ですね。そこら辺については委員会でどのような審議がなされたのか、ちょっとお聞きしたいんです。

というのは、前にも環境対策課長の説明も一、二度聞いたんですけれども、よく理解できないところがありまして、私が理解した最大限のところによると、要するに市は問屋機構をやると。要するに小売と製造業者との間に入って、これから市は問屋みたいな機能をやっていくんだと。あそこのお店で何枚必要だから、その数字を聞いて、こっちの製造業者に何枚つくってくれというようなことをやって、そういうような形での問屋の機能をやる。物の流れ、金の流れについて、市がここでそういうふうな機能を発揮するんだというふうに理解したんですけれども、もしそれだとすると、市がこれまで以上にいろんな事務を引き受けなきゃならない。市が今まで進めてきたのは、現業的なことはできるだけ外部に任せて、市の機構をすっきりしていこうというふうなことだと思いますけれども、そのような大きな流れの中で、何かしら反するような動きになっていくんじゃないかというふうな危惧をしているわけなんです。

いわゆる指定管理者制度もそうですけれども、外部委託というふうなことがこれからどんどん進みます、保育園にしても何しても。そういうふうな大きな流れの中で、環境対策課はあえてわざわざ煩雑な事務手続を引き受けてやっっていこうとする、そこら辺のことについて委員会の方で十分な審議がなされたのかどうなのかお聞きします。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） まず、最初の質問ですが、大川議員の質問と表現は違

いますが、ほぼダブっている質問であろうと思いますので、答弁も同じ答弁をさせていただきます。

まず、毎年指定管理料が異なるというのは当局から説明を受けております。本委員会で問題になったのは、使用料の値上げの時期と指定管理期間は一致させた方がよいという観点で修正をさせていただいたものであります。

2番目には、流通経路については、小売店から市へごみ袋の発注が行われ、そしてそれを製造業者に連絡をし、製造業者が小売店に届けると。手数料については小売店が市へ納めると。市の方から、その収納に対する手数料が小売店に払われるという、これはチャートの図が提出されまして、そのチャートの図をもとに慎重に審議をさせていただきました。

また、環境対策課の事務が増えるのではないかとのご心配はもっともでありまして、委員会でも大変その点を心配しておりました。環境対策課の方では、現状の人員のままこの事務を取り扱うという説明をしており、委員会としてはそれを是として受け入れております。議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

7番。

7番（中村 明君） 1点だけお聞きします。

先ほどの文化会館とスポーツセンターの件でございますが、1年間先送りする旨は委員長のご説明でよくわかりましたが、それでは今の世の中、1年後、です から平成20の4月ですから再来年の4月ということですが、それまでは現行のと通りの値上げでいくんですか。それとも、そのときに改めて当局から値上げの案が出されるのでありましょうか。その辺は確認しましたか。お願いします。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 当局から提案された内容で、変更したのは施行期日だけですから、それ以外は当局の提案のままとなります。変更したのは施行期日だけということで、それ以外の部分は当局の提案のままです。

議長（森 温繁君） 7番。

7番（中村 明君） 先ほど大川議員が質問されたことに私は同調するんですけども、やはり当局の方も値上げをして指定管理者の方にゆだねるということではなくて、それなりに来年度の予算を考えていくんじゃないですか。その辺は先ほど明確にしましたか。していません。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 当局の思慮は、配慮としてはあるでしょうが、委員会は委員会としての判断をさせていただきました。

議長（森 温繁君） ほかに。

15番。

15番（土屋誠司君） 68号について1点伺います。

まず、今回は焼却場が老朽化したことから、資金がないから値上げというふうに自分は理解しているんですけども、そういうこともわかるんですが、同時として、処理方法の多様化というかそういうことは、自分は前からいろんなことを言っているんですけども、委員会として検討とか何かはやったかということをお聞きします。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 本委員会では、処理方法の多様化という議論は行われませんでした。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 非常に残念です。というのは、灰処理を、今まで市当局のやり方は、燃やすのが一番安いというか、そう言っていますけれども、最終処分場もないし、ただ灰を増やすじゃなくて、そういうことをやってほしかったです。しょうがないです、なかったから。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 土屋誠司議員の意見は拝聴いたしました。今後、一般質問等で当局と熱烈な議論が交わされることをご祈念いたします。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 0分休憩

午後 2時10分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、建設経済常任委員長、鈴木敬君の報告を求めます。

5番。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 建設経済常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

3) 議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

4) 議第73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。

5) 議第76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

6) 議第77号 平成18年度下田市下 水道事業特別会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

7) 議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（本委員会付託事項）。

8) 請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願。

2．審査の経過。

9月29日、10月2日の2日間、第3委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より渡辺助役、土屋産業振興課長、藤井観光交流課長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

また、請願第1号の審査に当たっては、閉会中にも委員会を開催し、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願。

決定、採択。

理由、願意妥当なものとして認めた。

以上であります。

議長(森 温繁君) ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し質疑を許します。

3番。

3番(伊藤英雄君) それでは質問させていただきます。

下田市外ヶ岡交流拠点施設条例についてなんですが、第12条において、「使用者は、交流館の使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。」、これを指定管理者に読みかえるというふうになっておりますが、特別の設備をしたり、変更を加えたり、施設の改修を行う。これを行っ

た場合、例えば山の家であれば、少額なものは指定管理者の負担、それ以外のものは市当局の負担という説明を受けております。金額的にはたしか 30万以下は指定管理者、それを 超えるものは市当局の負担であると、こういう説明を受けましたが、委員会では、外ヶ岡交流館においても、設備をしたり変更を加えたときに市当局の負担というものは発生するという理解をしておるのか。つまり、設備をしたり改修したりする、その許可権限はすべて指定管理者が持つよということでありますが、その設備をしたり修繕をする費用については、山の家では少額なものは指定管理者、それ以外は市当局だと。外ヶ岡交流拠点施設においては、指定管理者が修繕や設備をする許可を持つんですが、その費用負担、これはどのようなことになるのか。

もし市当局が負担をするとなれば、権限も何もないのに請求書だけが指定管理者から回ってくると、こういうことになってしまう。鈴木 敬委員長もご承知のように、行政では予算があり、予算の執行として税金が使われる。しかし、施設の改修、修繕、指定管理者がその権限でやれば、そして請求書が市当局に回ってくれば、予算に全くない支出が発生してくるんじゃないか、こういう危惧が生まれるのでありますが、その見解をお聞きしたい。

また、第17条において、「使用者等は、交流館の施設若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市長の査定するところにより賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。」、ここもまた、指定管理者がやると。外ヶ岡交流館を使用している最中に施設を壊してしまった、滅失してしまったよと。その金額は幾らですか、その査定は指定管理者がやる。あるいは賠償するんですか、しないんですか、その決定は指定管理者がやる。指定管理者がそれは賠償しなくてもいいよ、あるいは半額払えばいいよと、こういう決定は指定管理者の権限だからできるわけでありますが、そのときに 費用の負担はだれが持つのか。市当局ですか、指定管理者ですか。通常、施設が破損したら、損害賠償を問わなければ施設の所有者が持つんじゃないんですか。権利と義務は一体のものであります。この条例において、市長は損害賠償の額を決める、あるいは損害賠償をさせる、その権限は放棄します。正確に言えば指定管理者に与えます。しかしながら、この費用についてはどのような扱いになるのかお尋ねします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 基本的に外ヶ岡交流拠点施設条例に関しては、これは施設の管理者とこの施設を利用しようとする人、例えば会議室を利用する、あるいはハーバ

ーミュージアムに入る、あるいは海の交流館で買い物をする、そういう人たちとの間での取り決めだというふうな認識を持っております。その利用者が例えばガラスを破損したとか、あるいは会議室で何日間か会議をやるときに、看板をつけさせてほしいよとか、照明あるいはスクリーン等々のこと、特別設備というのはその程度のことであるというふうな当局の説明もあり、私たちもそのように認識しました。

そのような利用者と管理の責任者、今までは市が市長の権限でその管理をしていたんですけども、指定管理者制度の導入により、指定管理者に施設についての管理の権限を与えるというふうなことでありまして、ですから、それは指定管理者が自分で施設の改修をする、あるいは施設の新設をするというふうなことではなくて、基本的にはあくまでもその施設を利用する人たちが万が一施設を破損したり、あるいは施設を利用する上において、新たに何か照明でも何でもそういうふうなことをしたいというときのことについての取り決めであるというふうな理解をしております。ですから、それについての費用に関しては、この段階では直接的には市が負担すべきものではないというふうな理解であります。

損害賠償の第 17 条に関しましても、基本的にはそのような観点から、私たち委員会としてはそのような認識であります。

議長（森 温繁君） 3 番。

3 番（伊藤英雄君） 質問の意図がよくわかっていないようなんですけども、使用者が施設に設備をする、あるいは使用者が設備を改修すると。条文上は、使用者が交流館の使用に際し特別の設備をし、または変更を加えてはだめだと。要は加えてはだめになっているわけです。ということは、通常の、それこそ看板をつけて外す程度なら、これは加えてはだめと言わないんです。改修してはだめとは言わんでしょう、こんなものを張るのは。加えてはだめというのは、かなり大がかりであり、設備の使用、目的、それに損害したりとかそういうことだから、まず前段で設備をしたり変更を加えてはならないと禁じているわけです。つまり禁止された行為なんです、前提条件は。その禁止された行為を許可する権限なんです。だから軽微ではないんです。軽微であれば禁じられたものではないわけです。つまり禁じられているということは軽微でない、通常やられては困る、そういう設備をされては困る、そういう改修をされては困る、だから禁じているんです。その禁じたのをやっていいよと、こういうことになるわけです。

それは、委員長が説明したような軽々の問題ではないです。軽々の問題であれば前段において禁じたりしません。損害賠償をしなければならないと言っているわけです、前段で。損

害賠償をしなければならんということは相当な損害です。金をよこせと言っているわけです、損害賠償しなきゃならないと書いてあるんだから。損害賠償しなきゃならないような案件です。それを、損害賠償しなくていいよ、あるいは損害の額を指定管理者が決めていいよ、それはおかしいじゃないですか。

今、委員長が言ったように、簡単な軽微のことであれば、最初からこんな禁止の項目は書かないです。賠償しなきゃならないと書いてあるんだから、それは相当のものです、金をよこせと言っているわけですから。当然に金を払うような問題だよと言っているわけですから。それを市長の権限にしない。費用は絶対発生するでしょう、賠償しなきゃならないと言っているんだから。金をよこせと言っているんだから出費は出るわけです。それは当然、設備の所有者が最終的には金を払わなければならなくなるんじゃないですか。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 基本的には軽微なことであると、あなたの言葉でいうと軽微なことの領域であるというふうな認識であります。特別設備に関しまして、例えば改正前の現行の外ヶ岡交流拠点施設条例施行規則において、施行規則第 14条、特別設備等、「条例第 12条ただし書きの規定により特別の設備をし、又は変更を加えようとする申請者は、申請書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。」というふうに、一々特別設備の設置等々についても、申請書等々で施設の管理者に相談しながら、これができるか、これができないかというふうなことでやるわけでありまして、だれでも借りようとする人が自分の意思で施設を勝手にやってもいいというふうなことではありません。

その金額が大規模な施設の改修になりますと、これは施設の管理者、例えば指定管理者と市との間の契約になりますので、それは手続条例等々において、施設の管理委託を受託した指定管理者と施設の所有者である市との間での契約ということになります。それは手続条例あるいは基本協定、あるいは募集要項等々において、いろいろな取り決めの中で決められていくものだと思います。

あくまでもこの施設の条例に関しましては、例えば意図的にか、故意にか、偶然にかガラス割ってしまったよというふうなときに、それに関しては、割った本人に損害賠償を求めますというふうなことで、割った事情によってはさまざまな考慮する理由があって、それに関しては指定管理者の方で、これは大目に見ましようとかというふうな判断ができますというふうなところの、そういう範囲内での損害賠償の問題というふうなこととして理解し、委員会としてはそのものとして審議しました。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 私の質問は、前段で設備をしたり変更を加えてはならないと書いてあるから、恐らく軽微なものではないことを意味しているんじゃないかと。これは禁止されている行為なんです。この条例は最初に禁止がきているわけです。損害賠償についても、賠償しなければならないとしているわけです。その理解をどうしているのかということです。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 普通、常識的に考えれば、施設に対する損害はそれは禁止するのが当たり前のことでありまして、何人も公の施設を勝手に損傷してもいいというふうなことはありません。そういうふうなことがなされた場合には、管理者としてはそれに対して賠償責任を求めるというふうなことは当然のことではないでしょうか。それがその規定だというふうに解釈しております。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 全く委員長のおっしゃるとおり、特別の設備をしたり修繕をしてはならない、損害を与えてはならないです。しかしながら、この条例にあるように、禁じてあってもやっちゃう場合がある。それは故意にやる場合もあれば、過失でやる場合もある。だけれども、設備を壊したり何だりすれば、当然その設備の所有者が最後の費用負担を見なきゃならない、直さなきゃならないわけです。その費用負担は持つ、義務が発生する人間が権利を持つのは、これまたごく常識的な話ではないですか。私の家が壊されたら賠償しなさいと、これは所有者が言います。私は貸している家はないけれども、貸している家があったとしたら、その管理人に賠償するかしないかはあなたに任せるから、あなたがいいと思ったら賠償しなくたっていいよ、おれが直すからと、こういうふうには通常ならないのであります。

僕は別荘は持っていないから確実なことは言えないけれども、別荘を持っていたら、その管理人に、だれか使用した人が壊してしまったと。酒を飲んで大暴れしてふすまと壁に穴をあけちゃったよと。それは賠償するのは、管理人が、直すか直さないかはおまえが決めていいよなんてなりませんよ。それは所有者の権利だよと、こういうことになるわけです。あるいは別荘を改造しますよと。改造するかどうかは、それは所有者の私に聞きなさいと言います。管理人が自由にその別荘を直したり新たな設備をつけ加えていいとはならないです。委員長、この辺についてはどうでしょうか。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） まず、指定管理者を指定するときに、市と指定管理者

の間でさまざまな契約をします。その中に、施設の管理を委託するわけですから、その施設についての破損あるいは現状変更等々に関して、ここまではしていいよ、ここまではしてはいけないよ等々の取り決めがあります。その中で賠償だとか原状回復だとか、いろいろな規定を手続条例の中で規定しまして、そこにおいて市と指定管理者との間の取り決めをします。それに基づいて指定管理者は施設の管理をします。その管理の中において、施設を利用する者が万が一何かしらの施設に対する破損をした、あるいは変更をしたというふうなのが認められる場合もあるし、認められない場合もある。認められる場合には、ちゃんと手続にのっとして施設管理者の許諾の認可の中でその施設の変更をするということでありまして、そういうふうな手続も一方にある。

また、偶然あるいは故意で破損してしまった場合については、それは施設の管理者がその利用者に対して応分の損害賠償なり何なりを求めるというふうなことでありまして、そういうふうな構造になっていますので、何らそこら辺についてのあれはないというふうな認識です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） ただいま伊藤議員が質問されました外ヶ岡交流館の条例改正でございますが、まず、巷間うわさされているように、外ヶ岡の交流館は財政的にもひとり立ちができない、赤字というのか、厳しい運営が迫られていると。下田市の観光協会が指定管理者になるというふうなことが言われておりますが、この条例改正は下田市の観光協会を指定管理者に想定した形での条例改正なのか、これが質問の第1点目です。

第2点目は、仮にそうだとするならば、外ヶ岡交流館を、市内の一部の団体の財政をよくするために指定管理をするというのは、ちょっと本末転倒になるのではないかと思います、その辺について。

3点目に、外ヶ岡交流館は、市史編さん室がございまして、佐々木先生ほか市史編さんの事務に携わっている施設があります。これらの指定管理料、どのような位置あるいは確保されるのか、これが3点目でございます。

次に、一般会計の補正予算のことでございますが、市当局の予算説明によりますと、あずさ山の家のボイラー並びに浄化槽の修理に数百万の市費を投入しなきゃならんと、こういうふうな説明でございました。この点につきましては、早くからボイラーあるいは浄化施設が機能していないということで、本来なら6月定例議会等に提案されるというふうなことであ

ったけれども、何とかやっていけるというようなことで今日まで延びたという経緯がございます。

そこで、委員長、先ほどお話しされましたように、指定管理者制度のもとにおいてはそれぞれの費用負担が明確になっているわけですね、基本協定において。そうしますと、今回のボイラー等については下田市が持つ。水源としての必要な施設については、本来ならば下田市が持たなきゃならないのに、指定管理者が掘削して水を勝手に売ったりしようとしている。あるいは施設の増築については、本来の基本協定から言ったならば当然下田市が持つべきものが、指定管理者が増築の確認申請をとって、そして個人所有の施設として使用料を取ってやっているという、こういう実態がございます。

これはさておきまして、今回のボイラー並びに浄化槽につきましては、法律に基づいて、これまでボイラーについても浄化槽についても適正な管理が行われていたと思うんです。にもかかわらず、ここに来て大幅な費用負担をしなきゃならなかったということは、裏返せば、下田市が管理していたあずさ山の家で定められたボイラーあるいは浄化槽の維持管理にそごがあったのかどうなのか。そうでなければ、これほどの多額な費用がここに生ずるということは理屈に合わないというふうに思いますが、この点はどういうことになったのか、どういう経緯でこうなったのか。

そして、これまでの経緯からするならば、なぜ指定管理者がボイラー等の設備等も自分の費用で直すということにならなかったのか、この辺についてお伺いします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 1点目の、外ヶ岡交流館の指定管理者制度導入が、その指定管理者に観光協会をあらかじめ意図したものとしてなされているのかというふうな点に関してですけれども、当局の方は現時点では白紙であると。だれが指定管理者になるかというふうなことに関しては、これはできたら 12月に議案を出したいと。でも現時点では白紙であると。これは建前だと思いますけれども、そういうふうな答弁をしております。ただ、いろいろ協議会等々の中で話をしていく中では、観光協会もある程度考えたいというふうな意向はちらちらと伺っております。

2点目の、補助団体、観光協会を助けるために指定管理者制度をするのかどうなのかというふうなことでありますが、これは直接的にはそういうものではないと思います。ただ、観光協会が現状のままであってよいとは私は思いませんし、市民のだれもが思っていないと思います。観光協会がこれから制度組織を立て直し、組織の内容を拡充し、本当に下田の観光

を担っていけるようにするためには、何らかの施設なり何なり思い切ったことが必要であると思います。もしそれが指定管理者制度として、あそこの建物を自分の力で担っていくというふうなことがその一方であれば、それはそれとしてまた考えられることなのかなというふうなことは言えますが、現状では市の方も確定的なことはいっていませんし、委員会でも、委員会の総意でそういうふうにしてほしい等々のことは一切ありません。

市史編さん室がどうなるかということなのですが、現状、外ヶ岡交流館に関しては、設置目的としまして、「この条例は、下田市の歴史や文化の調査、研究、学習活動等を通じ、郷土を担う人材を育成するとともに、地域固有の資源を活用して豊かな地域づくりを図るため」というふうなことが書かれております。この設置目的が改正されない限りにおいては、市史編さん室のことに関しても、その設置目的に沿って考えられていくのではないのでしょうか。

4点目の浄化槽、ボイラーに関して、これまでの市の維持管理にそごがあったのではないかと。はっきりそうだと思います。なすべき維持管理、補修をしなかったそのツケが今現在にきているのだというふうに思います。ずるずる財政上のことで延ばしてきたけれども、ある意味で延ばし切れなくなってきた。基本的な施設に関しては、井戸等も含めて本来的には市の方がやるべきことであると思いますが、なかなかできない。そういう中で、浄化槽、ボイラーに関しては市の負担で補修しましょうというふうなことです。そういうふうに今回市が決めて予算計上したということで、それを委員会としては認めたということです。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 私は午前中にも申し上げましたが、今、市の公の施設の指定管理者制度が導入されて、曲がりなりにも指定管理者制度として、一定の成果を上げていると言っでは変ですが、順調に進めているのは、総合福祉会館の市社会福祉協議会の指定管理については、決算委員会でも質問したわけですが、曲がりなりにも順調に行われている。すなわち、設置の目的に沿って、公の施設としての市民サービスの施設としての機能を維持しつつ管理が行われているという現状がございます。

一方、あずさ山の家につきましては、たびたび委員長も質問されたとおり、施設の中にない飲食店、条例上もない飲食店を、自由に使える炊飯施設を飲食店にかえて商売をしているとか、名称を狩足食堂などと称してやっている。一方ではそういうものがありながらも、もう一方では、そういう点で公正な公の施設としての管理運営に、むしろ指定管理者の収益事

業を主体としたものになっていくという、こういう2つのことが見えてきていると思うんです。

私が心配するのは、外ヶ岡交流館の今回の指定管理者制度の導入でございますが、外ヶ岡交流館につきまして、1つは、恐らく審査の過程では、本会議等における当局の説明では、基本的には条例に基づいて厳正な管理運営が行われるという、この視点はいささかも変更ないと。したがって、会議室が食堂にかえられると。あずさ山の家は食堂になりましたが、食堂にかえるというようなことは絶対に許可されないだろうと、こういう答弁もなされました。

そうしますと、外ヶ岡交流館の指定管理者制度について、この条例ができたからとして直ちに指定管理者を導入するというのではなくて、直営でやった場合と指定管理者でやった場合との利害得失、公共性の確保あるいは有効的な管理、こういう点を正確に検討すべきだと思うんです。そういう点では、この条例が改正されたからといって、直ちに12月に指定管理をするというのは余りにも拙速過ぎるのではないのかと思うわけでございますが、12月にやろうとしているのは、公募でやろうとしているのか随契でやろうとしているのか。委員長、当局とのやりとりをかなりやったようでございますが、その点はどんなものでしょうか。これが再質問の第1点目でございます。

次に、あずさ山の家のパイラーや浄化槽の件でございますが、私のわずかな知識でも、パイラーのようなものは、極めて高熱あるいは危険なパイラーが爆発するなんてことは大変な事件になるわけですから、定期的な検査をして合格しなければ使用ができない施設であろうと思うんです。したがって、定期検査が行われていたのかいないのか極めて怪しい問題だと思うんです。

次に、これは旅館のパイラーにしても、いろん なところにしても、パイラーを設置したのについては、パイラーという法律に基づいて定期検査、車検と同じような検査が行われる。

次に、浄化槽についても、恐らく決算上の審査もしたと思いますが、年間数十万の委託料を出して浄化槽の管理の委託をされていると思うんです。市当局から委託管理されたものの報告書等が当然出されていると思うんです。そういう点で、委員長は恐らく、市当局にパイラー並びに浄化槽の管理において重大なそごがあったというふうな発言がございました。これは極めて重要な発言でございまして、そうだとすると、このよ うな巨額の費用負担をしなきゃならなくなった実態というのは、ずさんなパイラーあるいは浄化槽の管理運営の結果としてこうなると、こういうふうと考えていいでしょうか。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 公募か非公募かに関しては、まだ市の方も明確な方針を出しているというわけでは、現時点ではないというふうに聞いております。

12月に指定管理者の指定のことを諮るのが早いかどうかの点に関しては、委員会ではそういうふうな点についてのご意見はありません。

山の家の浄化槽、ボイラーに関して、定期検査がなされていたのかどうかというふうな点に関してですが、前々から故障があるということの報告は受けていたというふうなことです。ですから、そういう意味では検査がなされていたのだと思います。しかし、最低限機械類が動く大もとのところは何とかなったので、ずるずる引き延ばしてきたのかなというふうな、現地視察によってそのような意味での説明というのか、そういうふうなのは受けました。

〔「ずさんかどうか」と呼ぶ者あり〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） ずさんですか。それは委員長個人としてですか。そうじゃなくて議員個人としてならば、まことにずさんであったのかなというふうに思いますけれども、委員会としては、そのような審議というか、そのようなことはなされておられません。個人の見解としては、ずさんというか、財政上やむを得なかった面もありますけれども、できたらもっと早くに何らかの手を打つべきではなかったのかなというふうな、議員個人としての見解はあります。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） 71号の今の小林議員の関連ですけれども、まず、この浄化槽の管理が十分でなくて動いていないところがあったということは、9月の一般質問でも出てきましたけれども、その前に6月に修理料をのせないのはなぜか。それで9月に延ばした理由を聞いたんですが、その辺はどういう経過だったんですか。6月から9月に延ばした理由。

今話を聞いていると、もう既に前から故障していたんであって、これは委託管理をする前に、3月時点で当初予算にのせるべきだったと思うんです。その辺についてはどうだったかなということで、それを伺います。

それと、請願第1号の未給水地域のことですけれども、願意妥当のものと認めた ということですが、この人たちは上水道が来た場合には100%の接続の意思があったかどうか、その辺は検討されたか。

というのは、以前、池谷市政のとき聞いたことがあるんですけども、水道を引け引けと言っても、実際そのときになると、自分は水があるからいいという、そういうのもあるから引けないという答弁があったんです。ですけども、こういうことを出したということはみんなそういう意思があったのか、その辺を伺います。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 6月ではなく9月にボイラーの修理等を出したのはなぜかというようなことでありますが、これは全くもって市当局の方の財政的な判断であるというふうに理解しております。

請願の件に関してなんですけれども、住民が、もし水道が引かれたら100%水道を引くのかどうなのかということに関して、そこまでの確認はしませんでした。当日、入谷の公会堂において住民の方たちと当委員会との間で意見交換、住民の人たちの意思というものを聞きました。その中では第一義的には、とにかく現在は水が濁って困るんだと。飲み水も困るし、洗濯物でも色がついちゃうし、お風呂でも濁っちゃって困るよというふうなことで、できるだけ早く濁りを取りたいというのが第一義ですけども、将来的に住民の人たちもどんどん高齢化していきますし、受水施設をいつまでも自分たちで維持管理できないので、将来的には水道を引きたいというふうな意思がありました。ですから、住民の方たちも、それぞれ高齢の方たちとか、場所によって経費が大分違ってきますので、いろんな条件の中で、100%水道を各家庭が引くということも確約はありませんけれども、体制としては将来的に水道を引いてほしいというふうな意思は確認できました。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） 71号ですけども、これは当局が指定管理にすると市の出費が少ないからという説明をしてきたわけです。30何万、それ以上は金がかからないと。事実上は、6月時点、前の全協のときに、既に数百万かかる、そういうことを言っていて、なぜ6月議会に上程しないのかといたら、まだ今すぐ修理の必要ないとか、そういう答弁をしておいて、ここへ来たら管理が不十分で壊れていたと。それは当局が余りにも、積算のもとというか、予算の立て方がおかしかったと思うんです。その辺は当局に反省させるべきだと思ったんです。

それと、請願のところは、水がないということは自分の方もそうでした、わかりますけれども、市全体にないところがあるので、ぜひ引いてほしいんですけども、これは費用対効果で、営利というか、企業会計でやっていかなきゃならないので、今回はこういうことに

なったんですけれども、今後こういうことがあった場合には、ただ請願で水道を引け引けというのではなくて、引いたときには接続しますということをしないと、そのような投資がむだになりますよね。その辺はやっぱり考えていくべきだと思います。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 商店街の環境整備事業補助金についてお尋ねをします。

これは温泉を利用しました足湯あるいは手湯をつくるんだと、こういうことで提案いただいたわけですが、県からの 50 万の補助金、そして一般財源 50 万、100 万を事業主体の商店振興会の方に提供するということですが、商工会議所の会報によりますと、既に足湯が完成を見ていると、あるいは手湯が一部できているというような実態があるようでございますが、この点はどうなっているのか。県の補助金をいただくということ、あるいは市の補助金を出すということになりますと、既に完成したものに補助金を出すことが仕組み上可能であるのかどうなのか。商店街が振興することを望むわけでございますけれども、予算執行上大変重大な問題を抱えているのではないかというような疑問を持ちますので、この点どのような議論がされて、問題がないということになったのか、お尋ねをしたいと思います。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 沢登議員のおっしゃっているのは、もりおのさんのところに足湯ができていよ、あるいは田代さんのところに足湯みたいなものがもうできていよというふうなことだと思いますけれども、あれは時間系列で言いますと大分前で、たしか 3 年ぐらい前に、あの通りの人たちの有志が話し合いの中で、せっかく温泉があるのにただ捨てているのはもったいないからということで、この有志の人たちの話し合いの中でやってみようかということで、一、二の方がやったのでありまして、それは私の知っている限りにおいても 3 年ぐらい前から、そういうふうなことで動いていると思います。

それがこのたび、通り全体としてやりましょうというふうな、下田市の旧町の活性化の一つとして、通り商店街が自分たちの通りをできるだけ活性化させようという中で、3 年前につくったのがそれなりの評価もありましたので、そういうのを通り全体でやれば、全国にもないようなユニークな町ができるので、商店街全体として取り組みましょうというふうなことで補助金申請もし、通りの事業としてするんだということでして、ですから、きっかけはそういうふうな 3 年ぐらい前からありますけれども、それについては全く個人が個人の資金

によってやったのでありまして、それを踏まえて、今回、全体の通りの人たちも、自分たちの通りも会費を出しながら、また、県・市の補助金をいただきながら、通り全体として温泉施設のあるまちづくりをしようというふうなことで申請をし、取り組んだというふうに聞いております。

ですから、時間系列から言って、その前のところまで今回の資金がいつているとかというふうなことは全くありません。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 心配に当たらないと、新しい施設として今からつくっていくんだということで、結構です。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

議第 6 2 号修正案の上程・説明・質疑

議長（森 温繁君） 次に、議第 62 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、伊藤英雄君外 3 人からお手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

3 番。

〔3 番 伊藤英雄君登壇〕

3 番（伊藤英雄君） 議長の許可を受け、議第 62 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例に対する修正案の提案を行わせていただきます。

お手数をおかけしますが、お手元の資料をごらんください。

議第 62 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例に対する修正案。

議第 62 号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第 17 条を第 24 条とし、第 16 条を第 18 条とし、同条の次に次の 5 点を加える改正規定のうち、第 19 条第 2 項中「第 13 条から第 17 条まで」を「第 14 条から第 16 条まで」に改める。

お手元の説明資料を見ていただければおわかりかと思いますが、第 19 条第 2 項、第 13 条から第 17 条までを第 14 条から第 16 条までと、第 13 条と第 17 条を読みかえ規定から外すとい

う修正案であります。

それでは、修正案の提案理由について説明させていただきます。

「第13条、特別設備等の禁止。使用者は、交流館の使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を得たときは、この限りでない。」。

交流館を使用するとき、特別の設備をしたり変更を加えてはならない。しかしながら、特別の事情があれば市長が許可をすればいいですよ。これは市長の許可のままに置いておいて何の問題もありません。あえて指定管理者に許可権限を与える必要はないのであります。条例においては、最悪の場合を想定して、より安全な安定した利用を公の施設の維持をしていく必要があります。山の家においても数千万円と言われる変更がなされました。指定管理者の費用でなされたとは言え、今後も指定管理者がすべて負担するとは限りません。場合によっては、指定管理者が設備をし修繕したその費用を市が負担しなければならないこともあり得るわけであります。

したがって、原則として、特別の設備をし、変更を加えることについては市長の許可である。この原則どおり、この条例のままで全く何の問題もないわけであります。これを指定管理者の許可とする必要がないので、読みかえ規定から外すべきであると考えます。

また、「第17条、損害賠償。使用者等は、交流館の施設若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市長の査定するところにより賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。」。

この条文は全くこの条文のままで何の問題もありません。この損害賠償請求権をあえて指定管理者に渡す必要はないのであります。市長が損害賠償請求権を持っておればいい。損害賠償の金額を査定するのは市長がすればいいわけであります。これを指定管理者に与える必要はない条文であります。

したがって、この部分は指定管理者に与えることなく、そのまま市長の権限としておくことが適切であるということで提案させていただきます。

議長（森 温繁君） 提出者の説明が終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

12番。

12番（大川敏雄君） 当委員会におきましては、実はこの指定管理者制度、地方自治法第

244条の2項ですが、いわゆる指定管理者制度は、従来の管理委託の場合においては、先ほど伊藤議員も言われたように、アパートの管理人にやって、その権限がどうだという話があるんですが、要は指定管理者の自治法上でいっているのは管理の委任なんです。いわゆる市長の権限を指定管理者に全部ゆだねるということです。

逆に言うと、13条なり、あるいは17条が指定管理者でどういう問題があるかという点を議論されていましたが、私は指定管理者で問題ないと判断しているわけです。それが指定管理者制度だという点で、そういう理解をしているんですが、いかがですか。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 指定管理者制度と管理委託の大きな相違点で言えば、まず使用料の徴収、これを民間に行わせるという点、あるいは使用料を賦課し徴収する、こうしたことは指定管理者の権限として、指定管理者制度においてはできるわけであります。しかし、大川議員がおっしゃったように、何もかもすべて指定管理者のもの、つまり公の施設を指定管理者にしてくれるような制度ではないという理解をしております。

したがって、使用料を徴収する権利、賦課する権利、こういうものは当然今までの管理委託であればできないわけでありますが、指定管理者制度のもとではできると。しかしながら、指定管理者であっても、公の施設の所有者が市である以上、当然市長が持っているべき権限もあるわけです。

あずさ山の家で施設の大幅な改修が行われたことは、大川議員もご承知のことと思います。あの改修の費用は指定管理者が負担をいたしました。しかし、今後も公の施設において指定管理制度がとられ、改修等が指定管理者の権限でなされたとき、その費用をすべて指定管理者が負担するとは限りません。つまり、所有者である市に対して、先ほど小林議員の議論でも出ましたが、施設を適切に運営していくためには、当然に修繕を必要とする場面も出るわけであります。

大川議員ご承知のとおり、文化会館においてもスポーツセンターにおいても、現在修繕は必急のものがああります。しかし、財政上の理由によって何とか、言葉は適切ではないかもしれませんが、ごまかしごまかしながら施設を維持しているわけであります。それは基本的に市長の権限で、市長の打つ財政計画なり、そういうことの範囲で、ここのところは直そう、この部分はもう少し先にしようじゃないか、こういう判断がなされているわけであります。

しかし、指定管理者に権限がいけば、修繕しなきゃならんものは修繕しなきゃならんじゃないですか。使用者に著しい不便を与えますよと、直さなきゃまずいですよと。直すという

権限があれば、それは当然に修繕をして、施設の所有者である下田市に対して、これだけの施設を直しましたと、これはこの施設を維持運営していくためには絶対必要な修繕であります、必要な設備でありますということで請求書だけは回ってくると、こういうことは想定され得るわけです。ないとは言い切れないわけであります。

したがって、あらゆる状況を想定し、市長自身が設備の改修、建物の改修、これらをする、しないという権限は市長の権限のままに置いておいた方が、より安定した公の施設の維持ができるのではないかと。大川議員ご承知のとおり、今、修繕を必要としている公の施設はたくさんあるわけであります。あの修繕をする、しないは、やはり市長の権限のままに置いておいた方がよいのではないかと考えているわけであります。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 伊藤議員、もう一度13条を読みます。「使用者は、交流館の使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない」と、これはもう大前提なんです。ただ読みかえただけです。読みかえ規定が生きるのは、あらかじめ市長の許可、いわゆる指定管理者の許可を得た場合にはこの限りではないと。大前提はこっちで生きているんです。そういう点からすれば、地方自治法第242条の指定管理者の管理委任の範囲に、指定管理者としても問題はないんじゃないかと私は理解する。前提は生きるんだから、やってはならんと言っているんだから。ただし、指定管理者の許可を、この件について、委員長は規則でいろいろのお話をしていましたけれども、そういうことなんです。前提は生きる。

これは損賠賠償でも同じです。17条、ここで滅失という言葉を使っているわけけれども、少なくとも使用者、利用者というのは、ここで料金を決めるときに、2時間使うとか、3時間使うとか、1カ月使うなんていうのは対象にしていなくて、実質的な面は。ここで言う使用者、利用者は、滅失というのは、何かなくしたとか、ちょっと使っていたときになくしたというような輕易な意味で表現されているんです。ですから、これだって「市長が」というところを「指定管理者が」と言っても何ら問題ない。

大きな問題というのは、指定管理者と市長の関係で、大きな課題はこれは手続条例で、原状回復あるいは損害賠償を市長と指定管理者の間で明記されている。指定管理者に瑕疵があった場合に、あなたが補償しなさいよとかいろいろ手続条例でうたわれているけれども、この条文は私の解釈だと、13条、17条は指定管理者にしても何ら運営上問題ないと思うんです。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） まず、大川議員おっしゃったとおり、前提ではしてはいけないという禁止事項になっているわけです。禁止されているわけです。しかしながら、例外的にその禁止を解くよと。その解く権限は、公の施設の所有者、つまり市長が持っている何の問題もないわけです。つまり、この条文上は市長が持っているわけです。それをわざわざ市長から指定管理者に変えますという、つまり市長から指定管理者に変えるというのが第 19条なんです。

だから、市長が持っている不都合がなければ変える必要はないんです。条例どおり市長が持っている何の問題もないわけです。だけれども、19条で市長から変えるというんだけれども、変えなくたっていいわけですね。

損害賠償も、滅失したときというのは滅失したときであるわけです。それは火事を起こすかもしれないし、爆発物をやるかもしれない。それはわからない、何があるかわからないわけです。しかし、あらゆる状況を想定しても、やはり所有者である市長がその権限を持っていて問題ないわけなんです。つまり条文どおりでいいわけなんです。この条文をわざわざ指定管理者と読みかえる、指定管理者の権限にやる必要はないわけです。なぜ市長のままではまずいのかということです。条文どおり市長のままでいいじゃないですか。

議長（森 温繁君） 12番。

12番（大川敏雄君） 今度は伊藤議員の議論の展開を聞いた上で質問しますけれども、要は13条に基づいて「市長が」と動かさない場合には、職員を1名そこへ張りつけるとか何とかしなければ適正な管理はできませんね。それを市職員でなくて、委任事項だから、指定管理者の責任者に任せるとというのがこの条項なんです。それだけ費用がかかるんだから。そうでなきゃ適正な管理はできませんよ。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） つまり使用していく上では指定管理者でいいです。ただし、設備について特別の設備をすとか、ここに書いてある。特別の設備をしたり変更を加えてはならないと書いてあるんだから、それは使ったり何だりするの指定管理者でいいですよ、別に何でも。だけれども、建物を変更すとか設備を加えるとか、そういう問題についてはこれは市長のままでいいわけです。公の施設を壊したよと、賠償しろよと。条文は市長と書いてある。それを市長ではまずいよと、指定管理者に損害賠償の請求権を与える理由はないわけなんです。市長が損害賠償請求権を持っていればいいわけです。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

以上で修正案の説明と質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時15分休憩

午後 3時25分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議長（森 温繁君） 次に、総務常任委員長、土屋勝利 君の報告を求めます。

9番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 総務常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1．議案の名称。

1) 議第70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

3) 議第72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

4) 議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

5) 議第77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

6) 議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

2．審査の経過。

9月29日、10月2日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋企画財政課長、出野総務課長、村嶋税務課長、山崎市民課長の出席を求め、それぞれ説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第71号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

議長(森 温繁君) ただいまの総務常任委員長の報告に対し質疑を許します。

14番。

14番(増田榮策君) 2点ほどお伺いいたします。

今回、委員長さんの所管は人件費ですので、まず人件費のことからお伺いします。

市の財政状況は皆様のご指摘のとおりで、大変厳しい状態の中で、退職者が来年度は29人いるということですが、特別負担金約1億6,000万ぐらいの予算を組んでこれに充てなきゃならないと、こういうことですが、職員の退職者の中には要するに定年前にやめる方が大変多いと聞いていますけれども、何でこのような定年前の人がやめていくのか、その辺のところを審議されたのかされないのか、まずお伺いいたします。要するに、

定年前ですと割り増し的に退職金を払わなきゃならない、財政的にこんなばかな話はないので、この辺を慎重に委員会で討議されたのかお伺いいたします。まずそれが第1点です。それを含めてお願いします。

2点目は、総務の人件費の中で新しいこととして、伊豆ナンバーの変更手数料というのが計上してございます。当初、伊豆ナンバーということで大変盛り上がった記憶もあるわけです。私もその辺はよく承知しています。ところが、合併がどんどん進んで、伊豆市や伊豆の国市という新しい市ができて、伊豆ナンバーは全然メリットがないんじゃないかと、こんなものやっても、そういう声がちまたでは大変あるわけです。しかも、伊豆市や伊豆の国市に行くと、伊豆ナンバーをという大きな看板まで出ているんです、国道沿いに。こんな中で、果たしてこれを急いでやる必要があるのかないのか、私は大変疑問に思っているわけです。これの予算的な総額は幾らなのか、また何台伊豆ナンバーを実施するのか、その費用対効果、これはどのようにされたのかお伺いいたします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 第1点目の、今回職員の退職の件につきましては、本委員会におきましては検討はされなかったということでございます。

そして、伊豆ナンバーにつきましては、当局から 10月以降に伊豆ナンバーが開始されるという説明がありまして、その中で、当局側からの説明によりますと、下田市では公用車が該当になるというようなことで報告がありましたが、予算的なものは今回出てこなかったということでございます。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） 議長、私が聞いている意図したことが、質問の回答になっていないんですけれども、ちょっと整理してもらえませんか。

議長（森 温繁君） 暫時休憩します。

午後 3時35分休憩

午後 3時45分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長の答弁を求めます。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

総務常任委員長（土屋勝利君） 大変貴重な時間を申しわけございませんでした。

先ほどの財政上の退職者の関係で、1億6,000万円は25人の退職手当組合に対する特別負担金であります。定年前の勧奨退職である者が対象となっております。今後、定員管理の上から、勧奨退職制度も国の動向を見ながら検討していくというようなことでもあります。

次に、伊豆ナンバーの件でございますが、公用車が37台、伊豆ナンバーの対応として考えられております。そのうち32台が1,500円の金額で予定し、あとリースのものが5台あります。全部で総額14万8,000円の予算を計上してあります。この効果としては、おおむね効果があるではないかということで対応しております。

議長（森 温繁君） 14番。

14番（増田榮策君） 今の委員長の答弁でおおむねわかりましたが、やはり私は、退職については勧奨をやめて普通退職にする自治体もどんどん出ているわけでございますので、財政の大変厳しい中では、こういったものも委員会で指摘してほしかったなと、こういうふうに思います。

それから、伊豆ナンバーは、私は費用の効果の点については、現在はちょっと疑問視するわけです。下田市の町の中を伊豆ナンバーをつけて公用車が走ったところで効果はないわけなんです、こんな山の中を走ったって。はっきり言えば、要するに県外へ出て、ああ伊豆ナンバーだというのは、恐らく公用車では市長車ぐらいだと思うんです。ほかに余り出ないと思うんです。今回は費用が安いということで納得はいたしますけれども、やはり財政の厳しい中、この点も含めて当局の、ほかの面でこういったものの本当に効果があるのか、費用対効果。それから、施政方針の基本理念の中に財政再建の推進ということがありました。それから、効率的な財政運営の推進、こういう基本理念を忘れないように、委員会もぜひ今後お願いいたします。

終わります。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって総務常任委員長に対する質疑を終わります。

会議時間の延長

議長（森 温繁君） ここで時間を延長いたします。

議長（森 温繁君） これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第 62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

12番。

〔 1 2 番 大川敏雄君登壇 〕

1 2 番（大川敏雄君） 議第62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について、賛成をする立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほどの質問でも述べましたけれども、今回の指定管理者制度、これは地方自治法第 242条の2項で、いわゆる従前の管理委託と違って管理委任なんです。市長の権限を どの範囲までゆだねるか、あとはもう指定管理者に任せると、こういう地方自治法上の趣旨なんです。なお、法律では、なるべくその権限を指定管理者にゆだねなさいと、こういう姿勢の中です。

そこで、第 19条の指定管理者の読みかえ規定ではありますが、 13条において特別設備等の禁止、あるいは 17条の損害賠償、この項目について指定管理者に読みかえても何ら問題がないと判断して、私は原案に賛成するものであります。

以上です。

議長（森 温繁君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔 発言する者なし 〕

議長（森 温繁君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

10番。

〔 1 0 番 小林弘次君登壇 〕

1 0 番（小林弘次君） 長年の我が盟友の大川先輩が賛成討論を述べまして、いささか異例でございますが、伊藤議員の提案しました修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

公の施設の管理につきましては、基本的には地方自治法上、この管理責任は市長としての最も大きな職務であるというふうに規定されているものでございます。加えて、とりわけ公の施設の管理においては、それを利用する市民あるいは国民の公正な 利用が保障されなければならないという、この大原則があるわけでございます。

しかるに、最近の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理が、これまで市長直接の管理を原則としていたものが、指定管理者制度ということによって、一部管理委託から全面管理委託と、こういうことになったのは大川議員の指摘のとおりであります。

しかし、ここで一番問題なのは、公の施設の管理において指定管理者に全面管理委託をするけれども、公権力の行使にかかわるものについては民間機関に委託できないという大原則があるわけです。したがって、伊藤 議員が指摘した損害賠償の点その他含めて、過料の請求あるいは罰金その他公権力の行使にかかわるものについては、民間の団体、指定管理者といえども民間にゆだねることはできないというのが地方自治法上の正確な解釈ではなかろうかと、こういうふうに思いまして、賛成でございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

これより、議第 62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

まず、本案に対する伊藤英雄君外 3 人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、議第 62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案は、否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 62号 下田市外ヶ岡交流拠点施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 63号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する厚生文教常任委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 次に、原案と委員会の修正案の 両方に反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 64号 下田市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定については、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 65号 下田市民スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する厚生文教常任委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 65号 下田市民スポーツセンター 条例の一部を改正する条例の制定については、修正した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 66号 下田市立老人憩の家設置管理条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 67号 下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 議第 68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対であります。

改正の主なる内容は、収集手数料を有料化するという内容であります。 36リッターの指定袋 20円、あるいは 45リッターの袋 30円、75リッターの袋 50円、専売の袋として市民にお

買いいただく、こういう内容になっているわけですが、既に持ち込み手数料につきましてはキロで換算をしております。これをキロに換算をいたしますと、1キログラム当たり4円45銭の処理料をすべて の市民から徴収をする、こういう内容でございます。持ち込みの処理料は収集運搬料を別にしまして7円にする、こういう内容です。粗大ごみの処理については2円で変わらずにいくんだと、こういう改正がごみの有料化の主なる内容であると言えると思います。

まさに住民合意のないままに、焼却炉等の改修に費用がかかるのでこれを徴収するんだと。一般家庭からの徴収額は2,000万円を予定している。持ち込みごみの増額も同じく2,000万、合わせて年間4,000万の費用を市民にかぶせるんだと、こういう内容になっているわけでございます。

財政再建を名目にしましたごみの有料化収集は全く財政再建にもならない、間違った方向であると思うわけでございます。なぜなら、まず正直者がばかを見るような制度であってはいけないと思うわけでございます。道徳破壊といえますか、一生懸命きっちりと処理をしている人たちを有料にし、不法に投棄するような人たちを多く増やすような制度になっていようかと思えます。

しかも、この間、長い間をかけて分別収集を下田市は進めてまいりました。これを有料化するということは、すべてどのようなごみもこの袋に入れてしまえば、ある一定のお金 さえ払えばそれでいいんだと、こういうことになるわけでございます。

この間の取り組みにつきまして、環境対策課は、ごみは分別して大変減少してきている、資源ごみの代金は10倍にもなった、しかしごみの費用は下がるどころか増大をしている、こういうように言っているわけでございます。その原因はどこにあるのか。ごみを出す市民に負担を求めるのではなく、生産者責任をきっちりととっていただく。物は安く生産でき、その最終の処分までも一つの資源として考えてリサイクルしていく、こういうことが今求められているわけでございます。それを 市民に負担していただければいいんだという考え方では、今日のごみの問題が解決できないことはだれの目にも明らかであると思えます。

販売をしている大きなスーパー、あるいは品物をつくっている生産者にきっちりと協力をしていただく、こういうことの努力なしに、安易に市民にその負担をかぶせればそれで済むというような考え方は、10年来下田市が進めてきましたごみの減量化とごみの処分体制に相反するものになると思うわけでございます。

そういう点で、どういうわけでこの処理費が増えているかといえ、危険な灰を他のとこ

るに持って行って処分しなければならない、こういう状態が放置されているわけでございます。ごみの一体とした処理体系を下田市できっちりとつくっていく、そういうことが必要でありますし、より一層分別収集を進めていく、牛乳パックやトレイ等の処理も進めていく、そうすれば後に残りますのは生ごみであるということになると思います。まだまだ下田は田畑や田舎の地域を持っているわけでございますので、これらを堆肥化していく、こういう処理体系に切りかえていくということによって、ごみの問題を資源のリサイクル、循環社会をつくっていくと、こういう方向をきっちり定めなければならないこの時期に、ごみの有料化というようなことは、全くもってその方向を変えてしまうと言わざるを得ないと思います。

確かに国は有料化を進めておりますが、このような方向で実施しておりますのは全国的にも40%足らずである。そればかりではなくて、ごみの有料化に多くの自治体が疑問を呈している、こういうこともあるわけでございます。名古屋市におきます埋立地の問題も、振り返ってみればついこの間のことであると思うわけでございます。そういう意味でこの条例に反対をするものでございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

8番。

〔8番 増田 清君登壇〕

8番（増田 清君） それでは、議第68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

この議案は、今回のごみ袋有料化または持ち込みごみの値上げについて、市より諮問を受けました市民の方々に構成する環境審議会の答申により議案上程をされたものであります。

近年、焼却場に係る修理費等の運営費が増加しているとともに、その経費の削減及びごみの減量化が課題になっております。担当課の説明では、ごみ減量化に向けリサイクル収集の品目を増やすことを今後行っていくとの説明がありました。ごみ有料化による減量も今後予想されます。また、ごみ袋の負担額についても 45リッターで30円と、近隣西伊豆町、松崎町とそう変わっておりません。現在、ごみ袋は 45リッターで約10円いたします。これが約30円になるということでございます。よって、ごみ袋有料化により今後ごみの減量が予想されますので、私は賛成をいたします。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

10番。

〔 10番 小林弘次君登壇 〕

10番（小林弘次君） 厚生文教委員長の伊藤議員とのやりとりの中でも申し上げましたが、下田市は、ごみ処理については持ち込みの手数料という規定がございまして、一般家庭からのごみについては有料規定というのはございません。しかし、指定ごみ袋制度ということで、現在既に市民は指定されたごみ袋を商店その他から買って出している。実質的には既に有料になっているわけでございます。加えて、今回それに 20円あるいは30円という形で上乘せをして市民に負担を強いていく。上乘せしたお金がどういう経緯で下田市の財政というか、市の収入役室に収納されるような仕組みになるのか、これまた極めて複雑な問題も出てくるのではないかとこのように思うものでございます。

しかし、何よりも私が申し上げたのは、下田市は少子高齢化が進行し、来年度からは少子高齢化社会にさらに一層負担が強まるわけです。その負担は増税という負担が始まるんです。とりわけ65歳以上の高齢者に対する大幅な負担、1億円とも、あるいはそれ以上とも言われる大幅な増税が始まるわけです。その上で、日常生活に欠かせない、要するに高齢者社会で欠かせないごみまで今度は大幅な引き上げがなされると。市民は下田市に税負担をする意義をどこに求めているのかと言え、下田市の持っている公共施設の維持管理、上下水道あるいは学校教育、保育園、こういった市民サービスの機関の充実ということがあって初めて、市に対する税負担を進んで行うということになると思うんです。

ところが、ごみまでも今度は有料だということになれば、自分たちの出す税負担はどういうことに使われるのかと、こういうことになってくると思います。いずれその先は、自分たちの出す税金が自分たちの暮らす日常の生活や環境のために役立たせるのではなくて、別な方向に使われているということがわかるようになってくれば、ますます滞納も広がるという、こういう悪循環が広がるのではないのかというふうに私は思います。

さらに、長年にわたって下田市がやってきたごみ収集についての最低限の市民負担という、この市政の伝統というのか、こういったものを今ここでもってやめるということは、やはり極めて残念なことだと思います。

いずれにしても、高齢化社会に向って高齢者に対する税負担、ごみ袋の負担、こういうものが二重にかかることが見えている、そういうことについて議会として、市民の代表としてチェックをしていくことが必要であろうと思ひまして、あえて反対討論をするものでございます。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 68号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 69号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 69号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 70号 下田市消防団員等公務災害補償条例及び下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第 3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 71号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第 3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 72号 平成18年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 73号 平成18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 73号 平成 18年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第 1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 74号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 74号 平成 18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 75号 平成 18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 75号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決 することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 76号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 77号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 78号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願を討論に付します。

まず、請願に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願は、委員長の報告どおりこれを採択することに決定いたしました。

発議第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第13号 監査請求に関する決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

10番（小林弘次君） 発議第13号。

平成18年10月3日。

下田市議会議長、森 温繁様。

提出者、下田市議会議員、小林弘次、賛成者、下田市議会議員、土屋誠司、同じく沢登英

信。

監査請求に関する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

提出理由。農村体験 宿泊施設（あずさ山の家）の本来の公の施設としての正当な施設管理を求めるためでございます。

この監査の請求につきましては、提案者並びに賛成者共同で討論し、私が代表しまして提案させてもらうものでございます。

監査請求に関する決議。

ご承知のように、地方自治制度におきまして、執行機関の不法行為、条例違反あるいは地方自治法上の違反等々につきまして、一方では内部監査が行われ自主的に訂正がされる。さらには住民にも直接監査の請求権があるわけです。さらに、住民の代表の機関である議会にも、監査委員に対する監査の請求権が地方自治法上あるわけでございます。

ご承知のように、地方自治制度における監査の制度というものは極めて大事であり、議会が監査を求めると、そういうことによって客観的な判断というものを求めたいというものでございます。求める事項は、監査の内容を説明させていただきたいと思っております。

地方自治法第 98 条第 2 項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

1. 監査を求める事項。

農村体験宿泊施設（あずさ山の家）の平成 18 年度の管理運営について。

2. 監査結果の報告期限。

平成 18 年下田市議会 12 月定例会招集日まで。

監査請求の理由を申し上げます。

本件に関しましては、あずさ山の家は、平成 2 年と平成 3 年の 2 カ年において、4 億 8,000 万円の市費をもって、稲梓地域の農山村の振興、そして都市と農村との交流体験の施設として建設されたものであり、平成 4 年より供用開始されてまいりました。

この間、年間 5,000 人からの下田市民、とりわけ小・中学校の P T A あるいは子供会の団体等々幅広く利用され、自分たちが育った農村体験を通じて得られた食材をもって自炊をし、そこで宿泊し、あるいは宿泊をしなくても自炊ができるというユニークな施設として今日まで管理が行われてきたものでございます。

ところが、平成 18 年度におきまして指定管理者制度の導入ということで、下田市西本郷

の株式会社栄協メンテナンスが下田市長より指定管理者として全面管理委託を受けたわけ
でございます。それにつきまして、平成 18年6月議会におきまして、土屋誠司議員が一般質
問をし、沢登英信議員は緊急質問を行っております。そして、9月議会におきましては、鈴
木 敬議員、土屋誠司議員、私、小林弘次、3人の議員が一般質問 をしているものでござい
ます。

この一般質問、緊急質問の中で問題点とされたのは幾つかございます。根本的な内容は、
あずさ山の家の指定管理は、市の農村体験宿泊施設あずさ山の家の設置条例に、この管理運
営が市当局と一緒に違反して行われているという事実関係でございます。もう一つは、指定
管理における基本を定めた基本協定にも違反して管理運営が行われているという実態でござ
います。

その第1点は、あずさ山の家の施設の中樞を占める自炊施設の厨房施設が、条例上にもな
い狩足食堂として飲食店の営業が行われ、条例上の厨房施設が使 えなくなっているという事
実でございます。

次に、農村体験宿泊施設（あずさ山の家）、公の施設の使用料金につきましては、既にこ
れまでも何回も議論されたとおり、市の条例に定められているものであります。条例で定め
られている利用料金を超えて、5,775円という形で宿泊料金が喧伝され、それらに対して、
わけのわからない自主事業という形で喧伝され、それに対する訂正というものは一切行われ
ていない。

ちなみに条例上では、体験宿泊施設の宿泊は大人で市内 3,000円、市外4,000円、そして厨
房施設に利用については、泊まら ない人には1回1日 100円と、こういう形で定められてい
るものでございますが、宿泊料金についてこのような実態が指摘されました。

加えて、公の施設におけるところの、要するに行政財産上におけるところの貸し付け、あ
るいは行政財産における私権の設定等、地方自治法の規定に反するような実態が生まれてき
ました。それは、平成 18年度において指定管理者の団体から出されたあずさ山の家増築工
事ということで、これを市が認め、行政財産であるあずさ山の家の施設内に個人所有の構築
物が設置されました。本来、行政財産上に個人所有の建物がで きるということは全く異例で
あるわけです。

ところが、市当局は、この個人所有の構築物を行政財産の一時使用などと称して、要する
に市の固定資産税を賦課されるような建物を設置しました。文字どおり行政財産上に個人所
有の建物の設置を認めたわけです。そして、農村体験宿泊施設では、その個人所有の建物の

使用料が個人の管理者の手によって徴収され、一方では条例に基づかない使用料が徴収されている。二重の誤りが行われているわけです。

そういった中で、まず第1の問題点は、構築物の問題につきましては、地方自治法上規定されている私権を設定できないという規定についてでございます。私権を設定できない規定について、市当局の重大な法律上の適用の誤りがあるわけです。それはどういうことかといいますと、農村体験宿泊施設の行政財産である施設、建物ですね、本来下田市が持っている建物、そして行政財産である土地、これに対して私権を設定することができないということを決めているのであって、下田市が許可し、そして確認申請をとった指定管理者である栄協メンテナンスがつくった錬成館なる建物については、明らかに個人所有の建物であり、これには当然、第三者に対抗する登記というものは、法律上、憲法上、これが認められているわけでありまして。ここに市当局の大きな誤りがあるわけです。すなわち、農村体験宿泊施設そのものに対して、私権、抵当権とか借地権とか、あるいは地上権その他は設定できないことは当然です。

しかし、施設内に市が一時使用とか何とかということで作らせた構築物には、当然、個人所有の建物、施設であるわけですから、憲法上、この所有権に対する私権の設定、すなわち表示登記、保存登記はできるわけでありまして。ここに下田市の地方自治法上の重大な解釈の誤りがあります。その上で、すなわちこれを言えば、行政財産上に設置させてはならない建物を建てさせ、今後ますます混乱を招く結果になってしまっているという、この事実であるわけです。これらがいささかも訂正されていないわけでありまして。

最後にもう1点は、本来、農村体験宿泊施設の基本協定上では、さきの建設経済常任委員長、鈴木 敬議員の委員長報告にもありましたとおり、基本協定に基づき 30万円以上の資本費にかかわる部分は所有者である下田市が持つ。その論点に従って、ボイラーあるいは浄化槽、これらの施設は市費でもってこれを修築すると、こういうことが説明されました。

ところが、ご承知かと思いますが、あずさ山の家の既存の井戸に対する増し掘りということで井戸の削井が行われました。そして、その削井する理由は、これまでの山から引いていた水では、おふるあるいは厨房等の利用に供することができないほど少量であると。よって、増し掘りをして水を得て、その水で農村体験宿泊施設のおふる等の施設に使うと、そういうことで削井が行われました。この費用は本来ならば当然下田市が持つべきものを、なぜか指定管理者が数百万円のお金をかけて掘削したと言われます。

しかし、ここにも協定上の問題が残るし、下田市の行政財産の大事な地下資源について、

その自由使用を認めるような形で事態が進行しているのは極めてゆゆしき事態です。協定上は、確かに農村体験宿泊施設の水道施設として利用し、ほかには利用しないという、そういう協定があるようですが、既に新聞報道でもなされているとおり、狩足の水として広く売り出そうとしているし、現実に出された水は協定に違反して、自由にお持ち帰りくださいという形で進められているものであります。

その他、言いかえれば、そういう点につきまして各議員の一般質問等を通じた質問に対して、まともな答弁をしないまま今日に及んでいるものであります。この点について、これをそのままにしていたら、今後の下田市のあらゆる面での指定管理に対して重大な禍根を残すことになるというふうに私は思うものでございます。

したがって、この際、議会がこうした問題に決着をつけるためには、第三者機関である監査委員に対して、議会の 98 条、法律上の権限を行使して厳正な調査をしていただき、そして問題点の是正をしていただき、これが議会の責務であり、議会のチェック機能としての責任であると私は思うものでございます。

以上の視点から今回の提案をさせていただくものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決 定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

5 番。

〔5 番 鈴木 敬君登壇〕

5 番（鈴木 敬君） 監査請求に対する反対の立場から意見を申し述べたいと思えます。

ただいま請求者である小林弘次議員の提案理由は、大意においては、私もこの間ずっと主張してきたことであり、ほぼ認められるところではありますが、ただ、この時期に監査請求することの是非について私はいささか疑義がありますので、その点についての私の意見を申し述べたいと思います。

私はこの間ずっと建設経済常任委員会の一員として、委員会の中であずさ山の家の問題を取り上げ、審議してきました。その中で、特に今回の9月定例議会においても、さまざまな問題が生じ、委員会の中で審議してきました。その中で委員の一人である大川議員から、このような時系列に沿って、市の意見だとか議員からの問題点の摘出等々のことがあり、そういうものを踏まえて、委員会としてどういうふうにかこの問題をとらえるのかについての現段階においての大まかな合意というんですか、大まかなというのをまとめてみようというふうなことで、こういうふうなものをつくってみました。これも当局の方に提出し、それについては当局の見解を求めながら、山の家の現状の問題点というのを整理し、委員会としてどういうふうにするか、個々の委員がどういうふうにするかということについての協議をしてきました。

その中で、特に問題となっております利用料金、看板あるいはチラシ等々のことに関しては、利用料金5,775円については、使用料及び自主事業に伴う利用料金によることを利用者に対して明示するよう適切な指導をすべきであるということをも市の方に申し入れをしました。

また、水の問題に関しても、本来市の事業として実施すべきであり、取水された水は施設内の利用に充てるべきものとすべきであるというふうな点を市の方に申し入れました。

また、厨房施設のことに関しましても、炊飯施設については利用請求に対する十分な説明を行い、今後問題が生じないよう適切な指導をすべきである。あいまいと言えばあいまいですが、このような委員会としての大まかな合意を市の方に申し入れました。

一番大きな問題となっている権利関係の問題に関しましては、地方自治法第238条の4第4項の逐条解説においても、特に土地を堅固な建物の施設敷地として使用させるような長期にわたる使用の許可については、慎重な配慮を要するとされていることから、今後、指定管理者と協議して、市に寄贈してもらう方向で努力すべきである。いろいろ権利関係は問題がありますけれども、とにかく寄附してもらうというのが、さまざまな問題を解決するのに一番いい方法じゃないかと。それに向けて委員会としてもいろいろ働きかけていきたいと思いますというふうなところが、現段階での委員会としての大まかな合意がありました。

また、この監査請求が出されたことについて、私個人にもこの問題をどうするのかという

ふうなことでいろいろ働きがありましたが、その中で私としては、この間、あずさ山の家のことに関しては問題点を言い、明らかにすべきだというふうに言ってきた立場上、最低限、指定管理者が土地所有権に関して登記をしないということが確約されるならば、私は監査請求に関しても取り上げる方向で動くのはやぶさかではありませんというふうなことを申し上げましたら、間に立って動いてくれた方が、指定管理者が登記をしないと言っているというふうなことでありましたので、それを信じまして、とにかく権利関係は現状からさらに一歩進むようなこと、悪い方向に進むようなことはないだろうというふうなことを踏まえまして、それがまず第1点です。監査請求に対する考え方の第1点としてそれがあります。

それともう1点、手続条例において、年次ごとに、あるいは月次ごとに指定管理者は事業報告を市に対してすることになっております。特に、手続条例の第9条においては、年度末において管理業務の実施状況、利用状況並びに利用許否等の件数及びその理由、利用料金の収入実績、管理経費の収支状況、その他市長が特に定める事項を年度末ごとに報告しなさいというふうな義務を負わせております。これがあずさ山の家の場合、管理運営を委託してからまだ1年もたっていない状況でありまして、このような年度末の事業報告が出て、それを判断してからでも監査請求するのには遅くはないと。18年4月から指定管理者制度を導入し、管理委託を指定管理者にしてからまだ半年しかたっていない状況で監査請求をするのは、いささか早いのではないかというふうな感じを持っております。

第3点目としましては、権利関係等々に関しましては、監査の人たちに解明してもらうというよりは、権利関係については、むしろ法曹関係、法律関係者の見解を明らかにすることの方がより大事ではないかというふうなことで、それは市の顧問弁護士の見解、あるいはそのほかにも法曹関係者の見解等々を明らかにするような努力をする方が、権利関係についてもより明確になるのではないかというふうな考えがあります。

以上のような観点から、現段階において監査請求をするということに関して、私はいささか早いのではないかというふうなことから、反対させていただきます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 鈴木 敬議員のご意見は、今の時期にやるべきでない、委託して間近であるからと、こういうご意見でございますが、そもそもこの問題がこのようにこじれている、指定管理者制度本来から外れているような事態になぜなっているのかということを見

てみますと、まさに市当局、市長の指導によって、指定管理者制度の応募企画や基本協定がねじ曲げられ、次々と業者の言い分が条例や基本協定に違反して認められてきているという、この癒着関係の構造の中にあることは明らかであると思うわけです。その経過をこの審議の中で見れば明らかだと。

しかも、内部監査として 98条によってお願いをする、当然のことであると思うわけでございます。それを今の時期でないとか、公の施設が4月から管理委託されて7月までも利用されないと。子供たちや市民のために利用される施設が利用されていない。そればかりではなくて、この7月の開始からはその形態が変わって、自炊施設ではなくて食堂になったり、まさに栄協メンテナンスの自主事業と言われる収益事業のために使われているという実態が明らかになってきているわけです。しかも、当局の法的な理解に間違いがあるのではないかと。錬成館という建物は当然登記もでき、栄協メンテナンスの資産として第三者に対抗できるのではないかと、当局の見解が違うのではないかとという問題提起を小林議員がしているわけです。それをきっちり監査委員に監査していただくと、こういう姿勢が時期尚早だなんていうことは、とんでもない意見であり、議会としてのチェック機能を全く投げ捨てようという意見であることも明らかであると思います。

指定管理者制度がどう上手に運営されていくのか、初めてのケースであるだけに、早急に監査をしていただいて、さらに、法的に問題があるというならその次の段階に進んでいくというのは、当然の成り行き、進める仕方であると思うわけでございます。

そういう意味で、98条2項によります監査委員に対する監査を早急を実施すべく、議会は議決すべきものとお願いをするものでございます。

以上です。

議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、発議第13号 監査請求に関する決議は否決されました。

発議第10号～発議第12号の一括上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第10号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出について、発議第11号 少子化問題の解決を求める意見書の提出について、発議第12号 共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求める意見書の提出について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

16番（嶋津安則君） 発議第10号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、道路整備予算の確保に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成18年10月3日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則、賛成者、敬称を略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、道路整備予算を確保するため。

道路整備予算の確保に関する意見書を朗読させていただきます。

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、従来より道路特定財源制度や有料道路制度により整備を推進してきたところであります。

下田市は、すでに事業着手されている伊豆縦貫自動車道を中心とする交通ネットワークの整備を進めるとともに、安心して快適な居住環境づくりのための市街地整備を推進しているところであります。

しかし、道路の現状は慢性的な渋滞が発生しているなど地域住民の 日常生活や当地域にとって重要な観光産業にまで影響しています。そして大都市圏に近接しているにもかかわらず、全国レベルの水準には、ほど遠い状況であります。

さらに、当地域は過去の地震災害による幹線道路の寸断、或いは大雨による通行止め等の交通規制など、災害に強い道路整備が切に望まれています。

また、高度医療を受けるため住民は、市外の病院に緊急搬送される事も多くあり、緊急輸送路としての道路整備も地域住民の強い願いであります。

このように道路整備には、地域住民の強い期待と関心が常に寄せられているところであり、その整備促進は、地域住民の豊かな生活の実現のための最も重要な課題であって、なお一層の促進を図るべきものであります。

よって、国におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮をなされるよう強く要望します。

記。

1．平成19年度予算においては、地方の状況や意見を把握し、従来どおりの道路整備財源の確保を行い、地域に必要な道路整備を充実させること。

2．活力ある地域づくり・都市づくりを推進させるため、市町村道から高規格幹線道路に至る道路網の整備を一層促進すること。

3．渋滞対策、交通安全対策、防災対策、沿道環境対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するため、道路整備を一層促進すること。

4．地方の道路財源を一層拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年10月3日。静岡県下田市議会。

次に、発議第11号でございます。

少子化問題の解決を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、少子化問題の解決を求める意見書を別紙により、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成18年10月3日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則、賛成者、敬称を略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、少子化問題の解決を求めるため。

それでは、少子化問題の解決を求める意見書を朗読させていただきます。

わが国の「合計特殊出生率」1人の女性が生涯に産む子供の数の平均は、平成 18年には、1.25となり、過去最低を更新し続けている。

人口を維持するために必要な水準 2.07を大幅に下回っている。

こうした急激な少子化は、労働人口の減少や高齢人口比率の上昇などをもたらし、経済活

動や地域社会の活力の低下を招き、我が国の社会に深刻な影響を与えている。

下田市においても過疎と高齢化の波が押し寄せ、年々人口が減っており、このままでは地域社会が崩壊し、やがては町がなくなってしまうのではと思われる。

国においても、平成 11年12月に決定した少子化対策推進基本方針に基づき、「新エンゼルプラン」を策定し、また平成 14年9月には「少子化対策プラスワン」を公表するとともに、「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、男女共同参画少子化大臣を設けている。

少子化問題の解決のためには、子育て中の人々を支援すると共に結婚や子育てを妨げている社会構造そのものを含めた抜本的な改革を進める施策が求められている。

よって、国においては、若者の雇用確保を進め、子育て家庭には大幅な負担軽減を図り、子育てを社会全体で支援するシステムをつくられるよう、次のように強く要望する。

記。

- 1．若者の正規雇用化を進める政策とともに緊急雇用対策事業を実施すること。
- 2．産婦人科医師の確保など、地域の医療体制を整備支援すること。
- 3．地方自治体が少子化対策を進めるために財政支援をすること。

以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出する。

平成18年10月3日。静岡県下田市議会。

次に、発議第12号でございます。

共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99条の規定により、共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣に提出するものとする。

平成18年10月3日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則、賛成者、敬称を略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求めるため。

それでは、共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求める意見書の朗読をさせていただきます。

今秋召集される臨時国会において、共謀罪の新設を含む「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」（以下、「共謀罪新設

法案」と略記)が継続審議されることになっている。

共謀罪新設法案は、「4年以上の刑を定める犯罪」(その数は万引きや殺人など 619の罪)について「共謀」した者を処罰(2年もしくは5年の刑)するものであり、警察が犯罪について話し合っているとみなしたら処罰できるとするものである。

「共謀」とは、わが国の判例では「意思の連絡」で足りるとされており、黙示の共謀もあるとされている。共謀罪が新設されれば、犯罪を実行しなくても、ただ話し合っただけで、あるいは同じ団体の構成員であるということだけで、処罰されるおそれがある。これは法益を侵害する実行行為の処罰を原則とする刑法体系を揺るがすことになりかねず、また、個人の意思や思想を処罰することに通じる疑念がある。

さらに、現実起きた犯罪を対象とするのではない共謀罪の捜査は、会話、電話、電子メールなど、あらゆるコミュニケーションの内容を対象とせざるを得ないため、自白への依存度を高めるとともに、盗聴の飛躍的拡大やスパイ・密告の奨励など、監視・管理社会化に一層拍車をかける危険性をはらんでいる。

共謀罪新設法案は、国連総会で採択された国際的(越境)組織犯罪条約の批准に伴う国内法の整備という名目で提案されてきている。しかし、同条例の第34条1項、及び国連が作成した立法ガイドには国内法優先の原則が明記されている。

このことを踏まえて、既存の国内法整備によって批准ができないか、など十分に議論を尽くすべきであると考えます。

憲法の保障する基本的人権を侵害しかねない共謀罪の新設については、幅広い国民的な議論と合意を優先させて、慎重な審議を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年10月3日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

議長(森 温繁君) 発議第10号から発議第12号について提出者の説明を終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第10号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

次に、発議第11号 少子化問題の解決を求める意見書の提出についてに対する質疑を許

します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第 12号 共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第 10号から発議第 12号に対する質疑は終わりました。提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第 10号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 10号 道路整備予算の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第 11号 少子化問題の解決を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 11号 少子化問題の解決を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第 12号 共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第 12号 共謀罪の新設について国民的な議論と合意の尊重を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成 18年 9月下田市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室へお集まりください。

また、各派代表者会議終了後、萩市・姉妹都市訪問の打ち合わせを行いますので、議席番号の1番から4番議員と14番議員から18番議員の皆様は、第1委員会室へお集まりください。

午後 5時 6分閉会